

## 福祉環境常任委員会

平成21年3月13日（金曜日）午前10時開会

### 出席委員（8名）

委員長	金子哲也君	副委員長	室井俊吾君
委員	岡本真芳君	委員	鈴木紀君
委員	磯飛清君	委員	早乙女順子君
委員	植木弘行君	委員	松原勇君

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

生活環境部長	松下昇君	環境管理課長	鈴木健司君
環境管理課長 補佐	荻原伯巳君	環境企画係長	大森貢君
環境対策課長	玉木宇志君	公害対策係長	黄木伸一君
廃棄物対策 室長	辻野岩男君	黒磯清掃 センター所長	相馬重富君
生活課長	君田秀一君	課長補佐兼 消費生活係長	山内節子君
生活安全係長	川嶋勇一君	消費生活 センター所長	井上みはる君
保健福祉部長	平山照夫君	参事兼 福祉事務所長	三森忠一君
社会福祉課長	成瀬充君	社会福祉 課長補佐	会田裕司君
子ども課長	片桐計幸君	子ども課長 補佐兼 児童家庭係長	関谷和子君
保育係長	小泉信三君	子育て相談 センター所長	岡田愛子君
高齢福祉課長	鮎瀬正君	課長補佐兼 高齢福祉係長	柳崎修造君
介護管理係長	塩水香代子君	介護認定係長	高根沢威夫君
市民生活課長 (西那須野支所)	君島幹朗君	市民福祉課長 (塩原支所)	橋本隆仁君

### 出席議会事務局職員

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長あいさつ

◎生活環境担当（環境管理課、環境対策課、生活課、西那須野支所市民生活課、塩原支所市民福祉課）

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第24号 平成21年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長あいさつ

◎社会福祉担当（社会福祉課、西那須野支所保健福祉課、塩原支所市民福祉課）

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

◎子ども担当（子ども課、西那須野支所保健福祉課、塩原支所市民福祉課）

- ・議案第36号 那須塩原市遺児手当支給条例の一部改正について
- ・議案第40号 那須塩原市児童クラブ条例の廃止について
- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

◎高齢福祉担当（高齢福祉課、西那須野支所保健福祉課、塩原支所市民福祉課）

- ・議案第26号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- ・議案第35号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第18号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計予算

◎保健担当（保健課、西那須野支所保健福祉課、塩原支所市民福祉課）

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第15号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第16号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計予算
- ・議案第17号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

◎市民担当（市民課、西那須野支所市民生活課、塩原支所市民福祉課）

- ・議案第38号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

4. 散 会

開会 午前 9時57分

◎開会及び開議の宣告

○金子委員長 おはようございます。

ただいまから福祉環境常任委員会を開会します。  
当委員会では、当初予算案6件と条例案5件の審議を行います。



◎生活環境部の審査 午前10時00分

○金子委員長 先ず、生活環境部の審査を行ないます。

それでは、生活環境部長よりごあいさつをお願いいたします。

○松下生活環境部長 (挨拶。)



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 それでは早速、これから生活環境担当の審査に入りたいと思います。

初めに、議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

まず環境管理課、それから環境対策課、それから生活課とやっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

鈴木課長。

○鈴木環境管理課長 (議案第14号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

この環境対策課と生活課と続けて説明をしていただきたいと思いますので。

環境対策課長、玉木課長お願いします。

○玉木環境対策課長 (議案第14号について説明。)

○金子委員長 それでは次に、生活課長、君田課長お願いします。

○君田生活課長 (議案第14号について説明。)

○金子委員長 生活課の説明が終わりました。

環境管理課、環境対策課、生活課、その三つの課の説明に対して、各委員より質問をお受けいたします。

磯飛委員。

○磯飛委員 環境対策課になるかと思うんですけども、執行計画書の65ページ的那須塩原クリーンセンター管理運営事業の中の管理運営包括的業務委託の内容をちょっとお聞かせください。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 先ほどもちょっと軽くご説明を申し上げましたけれども、基本的に包括委託といたしますと、ごみ処理に係るすべての事項を委託するというふうなことが基本的な考え方であります。ですから、それにかかわる炉の修繕、それからさまざまな薬品等の購入、備品、消耗品の購入、それから法定の諸検査の実施、それから周辺の管理。清潔に保つこととか、そういったものも含めた上で、含んでの契約というふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 その中には、運営、包括の中には、施設を運転するというか、動かすというか、そういった業務も入っているんですか。

○金子委員長 課長。

○玉木環境対策課長 それが最も基本的な部分であります。

○磯飛委員 これ今回始まるばかりなんです、費

用的にもかなりの予算を要するわけなんです、まず、この委託先はどちらに、どの会社、どういう企業になるか。お聞かせいただきたい。

○金子委員長 課長。

○玉木環境対策課長 既に理事会でご決定をいただきまして、補正予算に基づきまして、包括委託契約は締結をしております、その相手方が、正式名称がJFE環境ソリューションズという会社でございます、これは建築を担当している会社でありまして、一応ご説明、今までも申し上げてきたと思いますけれども、保証機関ということもありまして、そこをお願いをしたという経緯でございます。

○磯飛委員 この場合は、施設もJFEのほうで設置したということで、その運営についても、その会社、関連の会社のほうがいいだろうという判断で、申し上げますのほう設置したということで、JFEのソリューションズのほうに委託したと思うんですけれども、今後、これから先のことなんです、委託企業を変更する。あるいは予算的に見積もり等々を取りながら、もっと低価格で運営ができるというようなことがあれば、その委託先を変更するという事は可能なんではないでしょうか。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 一応契約期間は4年ということになりますので、原則とすれば、再度そこで契約をし直す。今、磯飛委員がおっしゃいましたように、そこがまたほかの業者にかえるかかえないかということもあるとは思いますが、当然4年間の契約の後、そのまま契約の継続という形ではなくて、4年間の間にいろいろ施設の保全、それから運転ですね。あと特殊な機械も使っていますので、その辺のことも考えながら検討していければというふうに考えております。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 なぜこんな質問したかという、隣の大田原市、広域でやっていた第1期のほうなんです、その運営委託先を変更したというようなお話、情報が入ったものですから、こんな質問になったわけなんです、その大田原の情報、状況というのは、内容的に、わかっただけならお聞かせください。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 詳しくはちょっと把握はしておりませんが、過日大田原、第1期の施設へ行きます、佐藤所長と話をさせていただきました。今回、運営管理の会社がかかわったことに伴いまして、当然経費的には安くなったようなんですけれども、ただ、修繕とか保守点検、これが若干滞っているんだというような話。要するにつくるところと管理が全く違う会社になったものだから、設備等になれていない部分があるというふうなお話は聞いてまいりました。

以上であります。

○磯飛委員 今後4年間の中で、そういった経費的な削減ということも含めて、4年の中でそういったことも含めて、運営をしていっていただきたいとしておきます。

それと、続いてよろしいですか。

○金子委員長 はい、どうぞ。

○磯飛委員 今度は生活課になりますが、32ページの2款総務費の中の1項12目、交通対策費の中で、交通指導員、現在52名ということなんです、これは年々というか、交通状況が変わるところが立地、会社、企業、あるいは学校の通学路の変更等々も含めて、車両の交通状況、あるいは道路の混雑状況が変わってくるところもあると思うんですが、そういった場合の配置の変更、あるいは指導員を新たに設置していただきたいというような要望。そういったものを現在の配置から変更する

ようなときと、あと新たに要望が出てきたような場合は、どのように対応できるか。しているか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○金子委員長 君田課長。

○君田生活課長 交通指導員の場所変更につきましては、一応現在、教育委員会のほうから、通学路的なものは全部表示いただきまして、地番が変わった場合、あと相談いただきましたように、ここに重点的に置いたらいいかということの、変更した場合にはそうなるものですから、その場合は、52名の中で対応できればと思うので、場所変更はしてございません。

新たに指導員の追加ということ、なかなか予算的に難しいものがあるものですから、それは52名の中で今、危険なことが少ないところから減らすか。新たに増やすかにつきましては、予算的なことが絡むものですから、これは必要性を勘案しまして、予算の要求ということで、できればふやしていければと思っているんですが、なかなか厳しいものがありますから、現行の52名の中で対応していきたいというのは思っています。

以上です。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 これ担当部局、生活課になっているんですけども、教育委員会のほうとの連携というんですか。これは教育委員会のほうから申し入れがあって、初めて協議する。あるいは定期的というか、1年に1回とか、そういった見直しの協議等はおやりになっているんでしょうか。

○金子委員長 課長。

○君田生活課長 一応新年度になりまして、その生徒が入ってきますので、通学路を確定した段階で、教育委員会のほうから話がございまして、どこに必要かということは、ちょっと検討している状況ではございます。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 そうした場合、変更が必要と考えられる場所。例えば実例を挙げると、1カ所の交差点が20人ぐらいしか横断していない。すぐ近くで130人横断している。20人のほうに指導員がついていて、130人のほうに指導員がいないという現場もあるんですけども、そのようなときの変更の申し出というか、情報提供というのは、教育委員会のほうにしたほうがいいんですか。

○金子委員長 課長。

○君田生活課長 そちらの変更は生活課のほうでやっておりますので、生活課のほうにお話いただければと思いますので。生活課の判断というか、教育委員会と協議しまして、判断したいと思います。

○磯飛委員 もう1点。34ページの1項13目防犯対策費の中の防犯灯設置費の中で、最近というか、黒磯地区のある自治会で、従来の蛍光灯の防犯灯でなく、青色灯というんですか。青いあいつたものが設置されたという報道をされたんですが、その効果と、あと今後、新たに各自治会が申請した場合、その青色灯の申請でも許可が出るんでしょうか。

○金子委員長 課長。

○君田生活課長 効果のほうはちょっと私、つかんでいないんですが、いわゆるいやしの色だということで、それなりの効果はあるということで、報道がされておと思うんですが、効果のほうはつかんでいないような状況でございまして、あと、それはかえるための費用になるかと思うんですけども、じゃ、防犯灯管理費の考え方が、電灯の交換も含めた形の考え方で維持管理費を出してございまして、灯具自体が要は、蛍光灯ですか。あれ自体交換すれば、今までの分、取りかえができますので、維持管理費の中で対応していただ

ればと思うんですが。

あと、新規でつくる場合には、新規のほうでこれは、費用は見合えると思いますので、そういう形でお願いしたいと思っています。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 それは自治会が、青色灯と表現しているのが合っているかどうかわからないんですが、青色灯をつけても構わないということですか。

○金子委員長 課長。

○君田生活課長 全地区のこういう維持管理費をお支払いしていますので、地区の方がつけることは問題ないと思っています。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 そうすると、担当部局というか、市のほうでは青色灯に、今後全体的にかえていくとか、そういった考えは、現在のところあるかないかだけお聞かせください。

○金子委員長 課長。

○君田生活課長 今のところは、まことに申しわけございませんが、全体的にかえていくという考え、今のところは持ってございません。

○金子委員長 ほかにありませんか。

はい。

○岡本委員 それでは5点ほどお伺いします。

歳入のほうで18ページですね。17款1項3目の分で、これは以前に早乙女委員が問うた部分なんですけれども、まずその廃棄物処理施設等周辺整備事業助成金。これはどこから出ている、どういう性質のものなのか。まずお聞かせいただけますでしょうか。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 これは県と、それからそこに立地する企業の寄附金で、環境保全公社、県のこれは外郭団体なんですけど、ここにお金が集まりまして、そこから一たん市町村を経由して、産業廃

棄物の処理施設が立地するところに交付するというふうな流れになっております。

目的とすれば、産業廃棄物処理施設の円滑な立地を促進するというふうな目的を持っておりまして、金でございます。

○金子委員長 はい。

○岡本委員 そうすると、1億1,600万という非常に大きな金額なんですけれども、これは那須塩原市内には、たしかもう既に既存で処理施設がいっぱいあるということで、こういう金額なんですか。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 一応、現在これを受けております、今回、来年度の予算のうち、1億1,600万のうち1億円は、現在整備を進めております那須塩原市クリーンセンターの周辺整備事業ということで、市がいただいているお金でございます。そのほかの1,600万が4カ所ですね。西岩崎、細竹、戸田地区環境保全委員会ですか、安全協議会ということで、400万ちょっとずつ、4カ所で1,600万というふうな内容になっております。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 そうすると、最終処分場とか中間処理施設とかありますけれども、そういうところから直接出ている部分があるということですか。

○玉木環境対策課長 はい。企業の寄附金が入っているということでございます。

○松下生活環境部長 補足したいんですが、産業廃棄物関係と一般廃棄物関係と二つの柱にこの県の補助金要綱はなっていて、一般廃棄物は産業廃棄物とは関係——設置がたくさんあるからもらえとか、そういうものではありませんので。

大田原の第1期も1億円もらって整備しています。ですからそういうのは、一般のほうは関係ないので、産廃の4カ所は一部企業の寄附が県に入って、県が多分4分の3、立地企業が4分の1と

というような財源で、足して那須塩原市に来て、現地の監視委員の費用に充てると、こうなるのではないかと思います。一番多いのは県のほうからのお金というふうになります。産廃の多い、少ないということではないですね。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 ご説明を受ければ、大体理解はできる場所なんですけれども、例えば今、非常にこの産廃の反対運動ということで機運が高まっている中で、一般市民がこれを目にすることはないかもしれないんですけれども、ぱっと見たときに、産廃の処理施設から、そんな寄附金なんかもらっているのはおかしいんじゃないかとか、そういうふうに思われがちかなと思うんですけれども、どうなんでしょう。

○金子委員長 部長。

○松下生活環境部長 過去の経過、これはみんな古い、過去からずっともらっている寄附金、1,600万のほうですね。1億のほうは、これどこの、のほうからもらわないと損しちゃいますので、これはもらって当然だと思いますが、1,600万のほうについては、そういう今までも議論があったと思います。

それで、この現在もらっている部分は、監視費用しかもらっていないんですね。その周辺整備分も、今までは例えば地区の公民館とか自治会、道路も直してほしいとか、そういうものに結構投入されて、それのほかに監視と、ハード、ソフトと両方もらっていたわけです。当然その辺の議論は確かに反対している、産廃業者から、4分の1とはいえ、県の税金も入っていますが、4分の1とはいえもらうのはおかしいだろうという議論は、確かによくわかりますけれども、このもらう前提条件が、業者と地元が協定を結んだという前提条件がある。そして監視をしますということで、監

視費用を自腹で出すか、一部業者が協定したんだから、お金を当然自分自身はやっているはずなんです、監視費用に一部充ててもらってもいいだろう。それ協定の中のそういうふうには監視をいたしますよという決め事で決めたやつですから、既存のやつについては、ここへ来て、確かに18年度からかなり住民運動というのが盛り上がって、署名も集まってきましたけれども、そういうことで確かに市全体の意識が、そういうふうな産廃はもう要らないという形になってきておりますが、じゃ、それをもう要らないという話になったときの監視は今度、どういう費用でやるかという等々もありまして、地元ではやはりずっと監視はしていきたいという意向がある、一部ちょっと昨年度実施しないような地域もあったようですけれども、基本的には監視を自分らのところでやりたいと。自分らの目で。そのときの費用を、仕事休んでもらったり、いろいろする場合もあるでしょうから、そういう等々に充てていきたいといった場合に、私どもとして、既得権的なものもありますので、受け取って交付しないというのは、ちょっと今ここへ切れないなということでありまして、今後の新しいものにつきましては、基本的に反対はしているわけですし、当然地元も反対しているわけですから、協定が結ばれるわけはありませんし、市としても、地域についてはもう要らないという、基本的にやっておりますので、新しく設置して交付するということはあり得ないと。市長もそのような発言していると思いますが、あり得ないということで、既得権については、その監視費用の賄い等々もありますので、今回は予算を計上させていただいたということになります。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 よくわかりました。

周辺施設の整備とか、そういったものが入って

いない。本当に監視委員のということであればわかるんですけども、よく考えてみると、ちょっとおかしいのはおかしいんですね。産業廃棄物処理施設をつくります。お金出してあげるから、監視してくださいというようなものですよ。まあ変な話だなと思いますが、まあまあそれは納得するところなんですけれども、そうすると、今度は逆に、支出のほうでいきますと、63ページで、4款2項1目の301事業で、廃棄物監視員というのがあるんですけども、これはどういう人たち、何人ぐらいいるんですか。

○金子委員長 課長。

○玉木環境対策課長 今、委員おっしゃるのは、報酬の非常勤特別職ですね。これは現行でほとんど毎日来ていただいている方4名、非常勤特別職ということで位置づけをしまして、やっていたいでいます。ですから、7,800掛ける242日分、4名であります。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 これは警察のOBとかそういう人ですね、4名とも。

○玉木環境対策課長 ええ。警察のOBが現行2名であります。あと2名は、塩原地区から引き続きお願いしている方です。

○岡本委員 はい、わかりました。

あと、じゃ、また今度歳入に戻るんですけども、20ページで、20款4項4目の衛生費雑入。資源物等売払金。これは資源が価格が下落しているということで、大幅に減っているんですけども、売払う業者というか、そういったものはどういふふうになっているんでしょうか。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 現行は黒磯、西那須、塩原、それぞれ方法が違っております。ただ、21年度につきましては、現在業者を選定中でございます。

ですから4月1日からは、今までのように、先ほどと同じように随契という形ではなくて、考え方とすれば、同じものを扱っているところから見積もりなりとりまして、その中で一番合理的な値段のところ販売していきたいというふうに考えております。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 わかりました。であれば、少しでも高く買っていただけるようなところに選定していただきたいと思います。

あともう1点は、これ歳出、33ページ、2款1項12目、501事業ですね。地域バス運行事業ということで、補助金の地域バス運行事業費で5,000万ということなんですけれども、これは代表質問、一般質問でも、ユウバスに関して路線の変更見直し等を言われているわけなんですけれども、当然ここはもう黒字になるはずないんですけども、路線変更と。見直しとかそういったものをやっていく中で、広げていけば、もう幾らでもこれ大きくなるわけなんですけれども、変更、変更、見直し、見直しをかけていった中で、大体幾らぐらいまでがマックスなのかなというふうに読んでいらっしゃるでしょうか。

○金子委員長 君田課長。

○君田生活課長 補助金のマックスということですが、一応、事業計画によりますと、6,200万ぐらいを一応5年間ずっと予定しておられたようでございます。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 そうすると、今回の予算では、それよりも合理的、経済的に算出したということになるんですか。

○金子委員長 課長。

○君田生活課長 これは予算の要求の段階では、一応5,800万ほど要求をしたんですが、ちょっと財



政の関係もございまして、頑張ってもらいまして、毎年3月の補正でご精算いたしまして、精算額で支払いをする形ですが、一応今年度の事業計画、21年度の事業費5,800万円の赤字補てんで今考える。場合によってはということございまして。

○金子委員長 部長。

○松下生活環境部長 誤解を受けると困りますので、補足させていただきますが、

ユウバス同士の前年対比が、余り4カ月ぐらいしかできませんけれども、10月、11月、12月、1月。2月はまだちょっと手元にないんですが、それで改善をしながらやってきたときに、その4カ月なら4カ月が比較できる。そこで約2割ぐらい伸びてきています。そういうことも含めて、改善努力をしていただきたいということがあって、今の5,800万、業者さんの推計でこのぐらいになりそうですという数字をそっくり予算に載せるというのは、改善努力の部門、もっと頑張ってくれという意味では、やはり指定管理者の弱点のところは全部もらえるんだという話になると同じで、これも指定管理者的なんですね、やり方が。ですから、そういう努力も含めて、最終としては5,000万円で頑張ってくれというふうに私どもは受けて、ですから頑張りたいと思いますので、それぐらいは想定して、とりあえずというような予算のつけ方は一切していませんので、我々のその800万円ののりしろは、頑張らなくちゃならないというふうに思って、頑張っていきたいということで、一応説明させていただきます。

○岡本委員 わかりました。頑張ってください。

○金子委員長 ここで10分間休憩をとります。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○金子委員長 それでは、休憩前に戻ります。

質問をお受けいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、2点ほど、私のほうお聞きしたいと思います。

33ページ。交通対策費の中で、多分新規事業だと思うんですが、補助金の中のバンビクラブ9万円というの、ことしから多分出ていると思うんですが、バンビクラブというから、交通遺児関係なのかなと思うんですが、そのひとつ説明をお願いしたいと思います。

もう1点は、62ページ、公害対策推進事業。手数料、騒音振動測定機器検定の内容と、騒音というので、多分移動するのかなと思うんですが、そこら辺等の説明と、もう1点は、先ほど言った中で、臭気測定業務等ということで、僕のほうでも結構、においがかなりきついというようなものが、時期というよりもシュウの中で、かなりにおいがきついというクレーム、何回か受けているので、これも多分、移動しながらになるのか、固定になるのか、この2点だけお聞きしたいと思います。

○金子委員長 課長。

○玉木環境対策課長 私どもはバンビクラブのほうのお答え申し上げます。

これは、ことしからでなくて、既に昨年度以前からもうずっと補助している団体でございまして、幼稚園とか保育園のつくってございまして交通安全の組織でございまして、そういう幼児時期から交通安全の教育をしたほうがよろしいということで、そういう団体をつくってございまして、それに対する補助金でございまして。

以上でございます。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 鈴木委員からのご質問なんで

すが、担当係長からちょっとお答えさせていただきます。すみません。

○金子委員長 はい、どうぞ。

○黄木公害対策係長 まず、騒音振動測定器の検定なんでございますけれども、こちら我が市には、騒音測定器及び振動測定器、並びに騒音振動の測定記録を記録するレベルレコーダーというのがございます。これが数年ごとの検定の対象となっております、平成21年度検定が切れるものについて検定をする予定です。若干ちょっと検定を受けていないので、しばらく切れているものがありますので、それも含めて検定をする予定でございます。

次に、臭気測定業務なんですけれども、これ今、委員さんおっしゃられたように、昨今悪臭の苦情が多いんですけれども、それに対して我々は現地調査をして、発生原因者に指導をするという方法しか、今のところ手段持っておりません。

臭気については、法に基づき規制ができるものと、そうでないものと2種類の我々指導しています。法に規制ができるものについては、その規制対象物質を、いざというとき測定できるための準備として予算要求をいたしました。

もう1個、法に基づかないものについては、強制的な指導ができないんですけれども、参考までに、どの程度の臭気があるのか。測定する方法は県により示されております。これもいざ苦情申し立て人等から求めがあった場合、対応できるように予算を改めてとっておくものであります。

以上です。

○金子委員長 他に。

鈴木委員。

○鈴木委員 においがとにかく出たときが、継続的にずっと出ていくというよりも、途中でまた切れてしまう。また再度においが出てくるという、そ

ういう箇所がやっぱりあるんですね。そういうときに、即行ってもらえればいいんですけども、土日にそういうのが発生して、連絡しようにも連絡とれない。月曜日になってしまうといったときに、どういうふうにしたらいいのかなと思うんですけども、そこら辺のところ聞きたかったんです。

○金子委員長 黄木係長。

○黄木公害対策係長 ご指摘のとおり、現行体制では土日通報を受けるような体制ではございません。ただ、その臭気の度合いが余りにもひどければ、多分という言い方、申しわけないんですけども、日直経由で私どものところに連絡が来て、現場に行く必要が生ずると思われれます。ただ、現行では土日の苦情については、月曜日以降、現地に赴きまして、その後、もし苦情があるというのがわかれば、土日でも現地調査必要であれば、行く場合もあります。先日騒音について、土日しかない騒音というのがありましたので、日曜日に現場のほうに行っております。

以上です。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そのにおいの発生源というか、そういうものがわかる場合もあるとは思いますが、そういうときに、発生源を入れないでもらいたいという、そういう指導はできるのかどうなのか。相手には生活権というのがあるでしょうから、そこまでの指導ができるのか、どうなのか、お聞きしたい。

○金子委員長 黄木係長。

○黄木公害対策係長 まず、発生源について、2種類ほど考えられます。一つは工場、事業所です。これについては、ちょっと数はっきりしないんですけども、法の規制がかかる地域にある場合が多いので、法に基づく指導がかなり可能だと思われれます。

もう一方の農畜産、特に畜産関係ですね。これに基づくものは、法による指導が、我々からははっきり言ってできません。そういう苦情の場合には、農務のほうを通して、適正な営農指導、そういう形をお願いしているのが現状になります。ですから、先ほど委員長がおっしゃいましたように、やめろということは、多分できないと思います。何かそのくさいものをまいたらすぐ適正な処理を下さいというのを、我々というよりは、農務担当のほうが言ってもらえるようなのが現状であります。

○金子委員長 ほかにご質問ありませんか。

室井委員。

○室井委員 これ簡単なことなんです、環境管理課、あるいは農務のほうなのかかわからないんですが、動物の実態調査、62ページですか、あるんですが、この中で野犬が最近ふえているんですが、ことしも野犬狩りをやるんだか、やらないか。

もう一つは、これも63ページですか。動植物監視員の活動保険。猿のことをまた言いたいんですが、今年度は市長の力でやるということなんです、動物に関する報告書の中に、猿のこと全然は言っていないんですが、この2点をお聞きしたいんですが。

○金子委員長 鈴木課長。

○鈴木環境管理課長 野犬狩りという形では、うちのほう、環境管理課としては対応していないんですが、従来どおり住民からの情報をいただいて、何頭か群れをなして移動しているとか、1カ所にすみ着いちゃっているとか、そういうふうな情報をいただいて、情報をいただいた方と相談して、どういう方向がいいかというようなことで、ほとんどが捕獲器を設置して捕獲をして、動物愛護センターのほうに引き継いでいるというのが実態でございます。

あと猿については、ちょっとうちのほうで具体的にどうこうしているというようなものはございません。どちらかというと、農務の関係のほうになってくるかと思うんですが。

○室井委員 はい、わかりました。

○金子委員長 ほかに。

植木委員。

○植木委員 今のこれは委員会のほうでも、産業対策、産廃の対策協議会の分科会のほうで、水の勉強をちょっとしているわけなんです、それに関連して、ちょっと私勉強不足で申しわけないんですが、62ページ。環境保全費の中の公害対策推進費101事業。この中の委託料なんです、河川水質検査、それから事業場排水水質調査、河川水農薬濃度測定業務だと思んですが、これについて、三つとも、どこが検査をしているのか。それから、何カ所ぐらいで何回ぐらい年間やっているのか。どのような検査なのか。大ざっぱで結構ですから、ご説明いただけますか。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 まず今、植木委員ご質問の、どこということなんですけれども、河川につきましては、那珂川、これが毎月5カ所で実施しております。それから箒川、毎月12カ所。それから那珂川の水生物調査。年2回、2カ所。箒川水生物調査、これが年1回5カ所。それから那珂川に流入しております支流といいますか、これが年1回で9カ所。それから河川の農薬濃度調査。ゴルフ場等の暫定農薬指針項目で年2回2カ所でございます。

それから、事業場としましては、板室観光開発というのが白笹山のところにあるんですけれども、ここの排水水質調査を年4回実施しております。

それから、西那須野地区の朝日団地の水質検査。これが年4回、2カ所。それから西那須野工業団

地の排水の水質調査。これが年間14回、3カ所で実施し、それから関谷工業団地。これも年6回1カ所。それから地下水でございすが、環境基準項目に従いまして、年2回19カ所で実施をしております。それから洞島、無栗屋地区地下水の水質調査。これも年2回3カ所。

定期的に行っているのは以上でございます。

○植木委員 ありがとうございます。

ちょっと数があつて書き切れないものですから、後でもしよろしければ、一覧表か何かにしていただけますか。今後のちょっと勉強に役立てたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○金子委員長 そのほかありませんか。

早乙女委員。

○早乙女委員 18ページのところの産業廃棄物処理施設周辺整備事業助成金というような部分のところで、ちょっとお聞きいたしますけれども、資料として保全公社のほうからとっていただきたい。今までの流れを知りたいので、とっていただきたいんですけども、統計がとれる限りで、毎年県がどれぐらいのお金を寄附していて、産廃の企業がどのぐらいの寄附金をしているのか。それでその年度ごとの、ここ10年ぐらい、もしわかったら。それで、その年度ごとに、どこの市町村にどのぐらいずつ寄附金を出しているのかという部分のところを、ちょっとこちらに言ってもわからないでしょうから、公社のほうに聞いていただきたいというのが一つと、あと私は先ほど部長のご答弁で、ごみ処理施設の周辺整備事業は別だというふうにおっしゃっていたんですけども、一般廃棄物も産廃も、住民にとってはどちらが来ても同じこと。やっぱり一般廃棄物の周辺整備事業ということで、住民の人たちが反対していたのが、推進のためにあきらめた。要するに水道を通してくれる。公民館を直してくれる、何をしてくれるということで、

同じ構造で業者と同じようなことで、これは周辺整備事業をしてあげるからということで、ごみ処理施設の反対をしにくくなっていくということで、やっぱり立地推進ということには、産廃も一廃も変わらないという部分のところ、私は逆に、本来ならそこに必要な水道を通さなきゃならないのは、行政がやらなきゃならなかったものを、この金額を使ってやったということなので、県が寄附で出してくれるから、それでいいということだけではないなとちょっと思った部分の一つありますのと、産廃のほうの監視員、地元の人たちが雇う監視員ですけれども、それはどういうふうにして地元の方たちは監視員を選出しているのか。把握していたら聞かせてください。

那須塩原の産廃、廃棄物監視員は、それなりに経験も積んでいて、あと職員とも連携をとっているんで、私なんかもよく産廃処分場の回りをぐるぐると回るんですけども、ただぐるぐると回っていただけでは、違法なものが入っているかどうかというのは、ある程度の目がなかったらわからない。要するに産廃業界でよく言うヤキソバ。廃オイルなんかを産廃に絡めて、安定型だと言って入れてしまえば、それは目では確認できないですし、入れていけないものが入って——木くずとかね。そういうものが大量に、紙くずとか入っていれば、腐敗するようなものが入っていればわかるかもしれないんですけども、その辺のところ、監視員がどの程度の知識があつて回っているのかなというのが、すごく疑問なので。

それとあと、前にも聞いたことがあるんですけども、地元で雇われている監視員の方から何か通報があつて指導をしたとかということはないのでということで、いつも産廃の監視員、市の職員が回って歩いて、やっぱりそこら辺の不適切な処理をしているのを見るのは、やっぱり行政のほう

ですので、その辺の違い。地元で雇っている監視員と行政の雇っている監視員の違いがどこにあるのか、ちょっと聞かせていただけないですか。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 まず1点目の保全公社の関係ですけれども、出される資料については調査しまして、後日出したいというふうふうに思っております。

それから、2点目の監視員の関係なんです、監視員の、地元のこの寄附金に基づいて選出される監視員がどのように選ばれているのかというご質問ですけれども、これはそれぞれの監視委員会の中で日程を組んで、その監視員を構成している方々が行っているというふうに理解をしております。

市の監視員との違いということなんですけれども、市の監視員はある程度資格を県からいただいて、我々も、兼任といいますか、そういう辞令をいただいて監視しております。地元の方々は、そういう権限がないということもありますが、そこが一番大きな違いかなというふうに理解いたします。

それから現状、監視員活動等について、市が余り関与していなかったんですけれども、どのように適正に、今、早乙女委員がおっしゃっていただけるような活動をしていただけるかということについて、基準等を作成して地元のほうを指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 それとあと、先ほど監視委員のこの4カ所のところを、監視委員の費用しか今は出ていないということですので、これがスタートした初年度には周辺整備事業として行われていて、その後は監視委員のということですので、この地

域、保全委員会をつくっているところが、周辺整備の事業をやらなかったというわけではなく、周辺整備の事業が行われて、その後、監視委員というものの費用だけが残って、ずっと継続しているということなので、その辺のところでは、やっぱり同じ。やっぱり今後はこういう部分のところは、市長の、もう要らないということなので、拒否していただけるので、周辺整備事業というのものも、監視委員の、つくって監視しなきゃならない地域もこれから出ないだろうということで、それには期待いたします。

そして62ページのところで、ちょっと聞きたいんですけれども、補助金とか交付金とかのやっぱり見直しというものを、きっとこれからやっていくことに、那須塩原もなっていくんだと思うんですけれども、環境学習推進事業の401事業のところ、那須地域環境対策連絡協議会という部分のところの事業内容の部分のところと、もう一つ、次の63ページのところの清掃業務推進費のところの交付金として、清掃施設、地元への遅沢地域への交付金ということで出ているんですけれども、この辺のところ、交付金と出されていて、遅沢地域の中で行われている環境対策というものは、どういふような内容が行われているのかを。

それと、この遅沢地域への今、清掃施設、地元への環境対策として出されている、これは西那須野清掃センターが休止する。今年度休止するということは、今年度いっぱいでも打ち切りということになるのかどうか。ちょっと聞かせてください。

○金子委員長 玉木課長。

○玉木環境対策課長 それではまずご質問の1点目、那須塩原市環境対策連絡協議会に対する補助金。これ一応環境管理課のほうの予算に載っておりますけれども、内容としてはこちら、環境対策課の

担当になりますので、お答えをしたいと思います。

こちらの活動内容につきましては、現在、住民地域の方々が、産廃施設に対する反対運動を行っております。その会議の費用、それから看板等の作成、のぼり旗の作成、それからいろいろな研究活動等につかわれているというふうに理解しております。

それから二つ目の遅沢地区のほうの82万7,000円なんですけれども、これはやはり現実的には、遅沢地区の行政、まあ自治会の活動費に充てられているというのが現状でございます。これをいつまで出すのかということなんです、遅沢地区と那須塩原地区が結んでおります協定では、西那須野清掃センターを解体いたしまして、市と協議会のほうが双方、安全であるといいますか、わかりましたと了解するまで支払うということで協定を結んでおりますので、直ちに閉鎖しましたから、21年度で終わりですよということではなく、今ご説明しましたように、解体を双方で確認した時点で、この交付金が停止されるというふうになっております。

以上です。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 那須地域環境対策連絡協議会の運動への支援ということで出ているんだと思うんですけども、この辺のお金の使い方というのは、別に何ら縛りはなくて、お使いくださいというふうになっているものなんですか。私も実際にそこに参加して、食べちゃったり飲んじゃったりしていますので、言えないのかもしれないんですけども、使い方として、いろんな集会をしたときの飲み物代をそこから出すとか、お弁当を出すとかというふうな使い方、こういう中ではOKだということ、何かカンパもしないでジュースが出たり、おにぎりが出たりするのも、何かすごく、そういう

ようなものもOKだということですか。

○金子委員長 課長。

○玉木環境対策課長 一つご理解いただきたいのは、連絡協議会では、この120万円だけで運営をしているんじゃないで、皆様からカンパをいただいたり、地元から負担金を出しているということでもありますので、その点はちょっとご理解いただければなど。

それから、この交付金につきましても、別段特別に交付要綱というものを定めておりませんが、常識的に飲食代が、このご時世ですから、例えばこれで宴会やっちゃったということになれば、これは不適正な支出というふうに見られるんですけども、現行の連絡協議会の中の活動を見る限り、常識の中でのお茶代、それから集会を開いたときのおにぎり代というようなものは、お金に色はついていないんで、自分たちで集めたものか、この120万から出ているものかというのはいりませんけれども、その程度の支出というふうに理解しております。

以上です。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 私何かいろいろな集会に、産廃の集会に行くと、向こうから出されるというよりも、カンパをして帰ってくるというふうなのに、カンパをする機会もなく、そこにカンパ箱でも置いてあればよかったですけれども、カンパ箱もなく、それで出されるし、午後までいなきゃならないし、腹は減るし、もうやっぱり、お言葉に甘えて、食べてきちゃおうかなと思うけれども、何かすごく心苦しい使い方になるので、そこにカンパ箱でも置いてあれば、お弁当食べたら、そこにその実費ぐらいのカンパを入れてくるとかということで、できるので、別にこれを使うとか、使えとかという意味じゃないんですけども、ただ、

ああいう集会になると、その辺のところのお金もばかにならないので、ちょっと行政のほうで、こう使え、ああ使えということでないけれども、もしあれだったら、みんなにそこら辺はみんなでも負担してもいいなというふうに思ったので、カンパ箱でも置いてあればよかったのになというふうに思って、いただいはきちやいましたけれども。

それともう一つ、82ページのところで、消費生活センターの管理運営費で、例年の費用が計上されているんだと思うんですけども、この辺の中で、相当高度な知識がないと対応できなくなって、私も多重債務の何件か処理を弁護士さんに頼んだり何かして、もうちょっと知識がないとしんどくなっちゃっているんですよ。消費生活相談員の方もそうだと思うんですけども、この辺の金額で、職員の報酬が出ていて、それでそのほかのところの金額を見ると、本当にわずかで、研修とかそういう部分のところ、これだけで十分にできるのかなというところがちょっと心配なのと、今度センターを充実させるという部分のところで、予算にはまだ、消費生活を充実するための計画もこれから立てていくんだと思うんですけども、その辺のところの予算措置というのは、ここには入っていないというふうに見て、必要ならば、どこかで補正されてでもやれるようになるのか。そのところだけ確認させてください。

○金子委員長 君田課長。

○君田生活課長 消費生活センターの運営に関してでございますが、専門的な研修、相談員が通う研修、一応旅費関係ですね。昨年度若干ふやして、微々たるものなんです、一応生活相談員さんの研修を、5名予定していますので、宇都宮で行なわれる専門研修に必ず1回は行ってもらうよう予定しております。

それと、専門的事例的な講習、講座があるもの

ですから、これ相模原のほうで、2泊3日でありますので、これをお二人ほど行っていただきたいということで、今回は含んででございます。

あと、新任の研修ということで、今年度2人、新期に予定してございますので、それは宇都宮で5日間研修を見込んで要求を行っております。

それと、タイヨネット、今の消費センターの全国的なものそういうのを、今年度更新にあたるものですから、それらの更新に向けた研修も、相模原で行われます。これだけの専門的な専門的な研修だけで足りるとは思いませんが、一応今回の中では要求をしてございます。

それと、消費者行政の活性化ということで、国のほうから消費者行政にかかる基金の設立という形で、21年度から3カ年の基金設立によって、消費者行政の活動を活性化したところで、それらに基づきまして、一応実施していきたいと考えておまして、基金の設立も、市町村単位でなくて、都道府県単位で基金を設立ということになってございまして、それらの計画メニューを4月いっぱいまでに県のほうに報告をいたしまして、それに基づいて、県側も、県の計画とあわせて、県全体の活性化、基本計画というんですか。これを策定して、総務省に提出していただいて、それから基金を使う形ができるという形になってございますので、基金を使う時期が6月ごろかなと思いますので、9月補正の中で、内容等検討していただいて、それらの基金の活用事業としましては、消費者相談の養成事業というのがございますので、そちらを利用しまして、生活相談員の養成とか、あと生活保全員のレベルアップ事業ということで、これらの研修項目があるのですが、これらを使って生活相談員の充実を図っていききたいというように考えてございます。

以上でございます。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 じゃ、残った時間。

34ページなんですけれども、1項13目防犯灯のことで、ことしは175灯の新設。1,669万の管理費が出ているわけですが、本年度についてはわかるんですが、現在、この175灯を含めると、市内では全体で何灯ぐらいの防犯灯が設置されるということになるんでしょうか。

それから、62ページで、先ほど副委員長もちょっと質問して、猿が出ていないということがあったんですが、この動植物の対策推進事業ということで、委員報酬が出ています。環境審議会委員さん、それから動植物の実態調査研究会の委員ということではいるんですが、このそれぞれの組織の人員、それから任期、それから調査項目の中で、大動物でいえば、シカ、イノシシ、猿、あるいは希少動物、希少植物等があると思うんですが、これらの中身、調査の中身ですね。これらについてもお聞きしたいと思います。

それと、65ページで、先ほどの質問が出ていますが、黒磯の清掃センターが5月、西那須野が3月、塩原が3月ということで、二つについては3月いっぱいまで中止。黒磯が5月までということは、ある程度の物量の調整という解釈でよろしいのかというのが一つ。

それからもう一つ、この高温処理をする施設がありますので、今回設置されている第2期ごみ処理場の耐用年数というんですかね。これらはどのくらいを押さえているのかということと、西那須野でも体験したわけですが、新しいものができたら、しばらくは補修する修繕も大丈夫なのかなと思っていたら、毎年修繕費が出てきていたと。こういう現実を体験というか、見てきたわけですが、今回これらのことで、年々の補修修繕費が計上されてくることにはなると思うんですが、

さらにまた、今後の対応策として、クリーンセンター基金というのでしょうか。将来に向けてのそういう心構え、対策、これらについてはどういう考え方でいるのか、お伺いしたいと思います。

○金子委員長 君田課長。

○君田生活課長 防犯灯の設置の維持管理の設置個数だと思っておりますが、一応管理しておりますのが7450灯でございます。

地区別を、申し上げたほうがよろしいですか。西那須、塩原とか……、

○松原委員 大きくだけで結構です。

○君田生活課長 よろしいですか。

7450灯になります。

以上でございます。

○金子委員長 鈴木課長。

○鈴木環境管理課長 62ページの動植物保護対策推進事業の中での、委員のお尋ねの件なんです、まず、環境審議会委員報酬ですが、委員の数について、定数20名ですが、現委員については18名となっております。報酬対象委員については、9名ということで——8名ですか、失礼しました。対象委員は8名で2回を予定しております。日額が7,400円で8名で2回で11万8,400円と。そのほかに、実態調査の研究会も、これも定数が20名のところ、現委員については19名ということで、これも2回、先ほど説明しました実態調査の報告書の取りまとめ等々の作業もございますので、2回予定しております28万1,200円。そのほかに動植物実態調査研究会の委員調査報酬ということで、実際に現地に出向きまして、実態を調査していただいておりますので、それらの報酬ということで、19名で12回ということで、84万3,600円というような内訳でございます。

○金子委員長 課長。

○玉木環境対策課長 今、松原委員からご質問いた



だきました、黒磯清掃センターと西那須野、塩原の清掃センターとの関係なのですが、ごみの調整というふうにご理解、させていただいて……。

○松原委員 そういふことです。

○**玉木環境対策課長** そのとおりでございます。基本的に収集、市が委託する家庭系一般廃棄物については、全量那須塩原クリーンセンターのほうに持ち込むと。黒磯清掃センターのほうには許可ごみ。黒磯地区の許可ごみと、市民の直搬ごみ。粗大ごみ等も含まれますが、これらの受け入れを予定をしております。

それからもう1点耐用年数というご質問なんです、先ほどご説明申しました包括的業務委託契約の中では、一応20年を見込んで、単年度の積算をしております。これは修繕費も含んでおります。

もう1点、基金の設立関係なんです、現行では、新しい那須塩原クリーンセンター以降の清掃センターの、清掃センターの設立のための基金というのは、ちょっと考えていなかったものですか、ご意見として承っておきたいと思っております。

以上です。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 まず、34ページの防犯灯の件でございますが、これはやはりそれぞれの自治会から、設置希望の要請が来れば、今後も必要に応じ、必要な場所への設置については認めていくという体制だと理解してよろしいのでしょうか。

○金子委員長 君田課長。

○**君田生活課長** 松原委員のご質問のとおりで、申請があるところにはすべて、余り既設あるところということとはちょっと厳しいかと思いますが、そういう要望はないと思っておりますけれども、地区から出た要望に関しては、申請どおり受け付けしていきたいと思っております。

以上でございます。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 62ページの動植物の対策、委員のことなんです、まず一つ目は、この環境審査委員会委員と動植物のほうの委員の重複があるのかないのかがひとつと。

それから、年2回で常に調査ということなんです、この実態調査の報告の中で、特に最近シカが繁殖が攻勢になってきたとか、イノシシがおりてきたと。あるいはもう猿については、かなり、高林地区を中心とした集団が来ているということなんです、そういう実態調査と現況の把握というのは、これ事務局としては、どういうとらえ方をしているのかと、その状況把握に対して、具体的な施策というのは何かお考えでいるのでしょうか。

○金子委員長 鈴木課長。

○**鈴木環境管理課長** 委員さんの重複の関係ですが、環境審議会の委員と、動植物の調査研究委員会の委員、双方兼ねている方が1名おります。動植物実態調査の研究会の会長さんが1名、両方を兼ねているというような状況になっています。

それと、今、猿、シカ、イノシシですか。それの、まず実態関係については、国立公園内の管理事務所、あるいは昔の営林署等々のほうからの情報をもらいながら、どういうふうな実態になっているのか。掌握というか、つかんでいる状況でございます。そのものについては、あと当然のことながら、農務関係との連携も、調整も必要になってくるかと思いますが、その上でどうするんだと。どう対応するんだというようなものについては、それぞれの機関と調整をしながらということになってくるのかなというふうに思っております。まだ方向性は出ておりません。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 今年度の予算で防護さくとか、何か予

算も出たようでございますし、もう一つは熊の出没もかなりふえてきたということもでございますので、この実態調査というのは、非常に貴重な資料として受けとめておいてほしいなど。これは希望を申し上げておきたいと思います。

○金子委員長 課長。

○鈴木環境管理課長 松原委員さんのほうから、具体的に防護さくの設置とか、そういうふうな言葉がいただいたんですが、それらについては、農務……。

○松原委員 そうです。それは承知して申し上げました。

○荻原環境管理課長補佐 委員長、いいですか。補足します。

○金子委員長 はい、どうぞ。

○荻原環境管理課長補佐 課長補佐の荻原です。

若干補足をいたしますけれども、この実態調査の目的は、いわゆる今お話出てきました食害の実態を調査するとか、そういうものではなくて、その市内にどういう動植物が生息しているか。主にいわゆるレッドデータブックとかと照合しまして、そういう希少な動植物がどういうふうに分布、生息しているかという実態を調査する、いわば希少な野生動植物の保護を目的にした調査をやっておりますので、例えば猿とかシカの食害云々というところの視点は、当方では持ち合わせておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 よくわかりました。実態でも、現実を把握するのか。それともそういう分布等をやるのかの、ちょっと私も理解が足らなかったけれども、わかりました。はい、結構です。

○金子委員長 ほかに。

早乙女委員。

○早乙女委員 先ほど松原委員の、今、動植物の実

態調査の、委員会の開催が年2回、環境審議会も2回ということを見ると、この報告書ができて、それを受けて、希少な動植物を保全する条例という部分のところへ、やっぱり前倒しで、ちゃんと報告書ができたと同時に、私は条例ができなきゃいけないというふうに思っているんですけども、それには取り組まないということになっちゃいますか、この回数からすると。

○金子委員長 お願いします。

○大森環境企画係長 環境企画係長の大森です。

今年度で一応、実態調査のほうが一とおりで全地区を調査することになりまして、来年度、21年度からそれをまとめて、報告書をつくっていくと。それで作業をするわけです。21年に報告書が出来るわけですが、かなり期間的にいろんな関係機関と協議とかもありますので、時間もかかりますが、条例化につきましては、現在の条例の罰則などもありまして、それらを踏まえますと、検察との協議なども、条例の全容というんですか。条例本文あるいは施行規則などの案についても、一括して全容を示した上での協議ということになりますので、相当時間がかかったりするということがありますので、同じ時期に条例化ができるという、そういうスケジュール的な想定ができませんので、21年度は条例化は、予定しておりません。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 ということは、今までの旧条例を使っている、それまではという対応だという認識でよろしいですか。

○金子委員長 係長。

○大森環境企画係長 はい。

○金子委員長 ほかに。

質問を打ち切りますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 異議なしと認めます。

討論ございますか。

早乙女委員。

○早乙女委員 私例年、この産業廃棄物対策の衛生費の寄附を県から受けるなという部分のところの一つと、あと先ほど一般廃棄物の周辺整備だからいいというようなことなんですけれども、考え方は同じで、やっぱりその周辺整備をするのは、こういうお金でやるのではなく、必要なところに必要な整備をしなければいけないんだなというふうに思っていて、いつもお金でこういうふうに推進するという、誘導策をとるといってお金の使い方、私はずっと今まで一貫してこれは納得できないことです、その分が納得できませんので、この予算にも納得できませんので、反対いたします。

○金子委員長 ほかに討論ございますか。

[発言する人なし]

○金子委員長 ほかに討論がないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○金子委員長 挙手多数。

よって、原案のとおり承認されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時57分

○金子委員長 休憩前に戻ります。

◇  
◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 次は議案第24号 平成21年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

鈴木課長。

○鈴木環境管理課長 (議案第24号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

各委員より発言をお受けいたします。

質疑ありませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 182ページの1項2目の委託料の中で、清掃管理とエドヒガンザクラ樹勢回復ということですが、この樹勢回復の費用はこの中でどのくらいかかっているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○金子委員長 鈴木課長。

○鈴木環境管理課長 樹勢回復作業委託ということで、項目的には樹木の伐採、伐根処分と、あと盛り土の撤去、修復。表層土のスポット土壌改良、枯れ枝の撤去作業、防腐剤塗布というようなことで、合わせて73万円ほどのボリュームとなっております。

○金子委員長 そのほかに。

[発言する人なし]

○金子委員長 ないようなので、質疑を打ち切りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りた  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打  
ち切ります。

採決いたします。

議案第24号については、原案のとおり承認する  
ことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

これで生活環境担当の審査を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時47分

○金子委員長 それでは、休憩前に戻ります。

—————◇—————

#### ◎保健福祉部の審査

○金子委員長 これより、社会福祉担当課の審査に  
入りますが、まず保健福祉部長よりごあいさつを  
お願いいたします。

○平山保健福祉部長 (挨拶。)

—————◇—————

#### ◎議案第14号の上程、説明、質 疑、討論、採決

○金子委員長 それでは早速、審査に入ります。

議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予  
算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

成瀬課長。

○成瀬社会福祉課長 (議案第14号について説  
明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

各委員より質疑をお受けいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 49ページ。民生費ですね。1項2目  
中で、補助金として日中一時支援事業ということ  
なのですが、中身をちょっと教えてください。

○金子委員長 成瀬課長。

○成瀬福祉教育課長 この日中一時支援事業であり  
ますけれども、日中在宅でなかなか面倒見られな  
い方を施設等においてお預かりをして、そこで生  
活介護等を行うというものであります。市内各所  
にございます。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1週間のうち毎日とか、日数的にはど  
うなのでしょう。

○金子委員長 課長。

○成瀬社会福祉課長 日数的には、ご家族のある程  
度の希望等をしんしゃくいたしまして、それで給  
付の決定を行っているという状況となっております。

○鈴木委員 はい、結構です。

○金子委員長 ほかにありませんか。

植木委員。

○植木委員 57ページなのですが——この中の生活  
保護扶助費10億円ということで数字が出ておるん  
ですが、ここ大変、景気の低迷により、家庭生活  
の厳しいところがどんどんふえてきているんじゃ  
ないかなと思うんです。前年度が決算のときにち  
よっと見てもらったんですが、どの程度あって、

今年度はこれどの程度の件数を予定しているのか。また、将来的にこれどうなのか。その辺も含めてちょっとご説明いただけますか。

○金子委員長 課長。

○成瀬福祉教育課長 今年度につきましては、10億円の当初予算でありますけれども、補正をしないで何とかするというふうに考えております。昨年度決算では、10億1,600万円ほどの決算額となっております。

実は昨年度につきましては、3月の補正で5,000万円の補正をしていただいたところでありますけれども、実質的には1,600万円程度で済んだということで、今年度につきましては、金額ベースでは10億の範囲内でおさまるというふうに思っております。

今後の将来ということでもありますけれども、ご案内のとおり景気情勢ということで、相談等も若干ふえてきております。人数的には昨年度よりは下回っておりますけれども、世帯は若干ふえておるという状況でございます。ただ、相談というものも徐々にふえてきておるという現状でございます。特に1月分に限って言いますと、21件の保護の申請があったということで、過去に例のない申請の数であったという現状であります。これにつきましては、相談等が、徐々にでありますけれども、ふえておるということを考えますと、保護世帯、保護人員の増というのは、ある程度予想されるのではないかとこのように考えておるところであります。

以上です。

○金子委員長 ありがとうございます。

岡本委員。

○岡本委員 じゃ、今のに関連なんですけれども、具体的に件数は直近で何件ぐらい。金額はばらばらなんですけれども、件数的に何件ぐらいあ

るんでしょう。

○金子委員長 課長。

○成瀬社会福祉課長 2月末現在でありますけれども、保護世帯数で457世帯。人員にいたしまして616人という状況となっております。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ページ数49ページ。身体障害者在宅福祉事業という中で、先ほど説明がありました支給用指定紙袋ということなので、この配布はどういった形で配布していただけるのか。確認したいと思います。

○金子委員長 課長。

○成瀬福祉教育課長 身体障害者の指定ごみ袋につきましては、基本的に日曜生活用具で紙おむつを支給している方を対象というふうに考えております。その紙おむつの申請をしていただくと同時に、ごみ袋の申請もしていただきまして、その場で交付をしたいというふうに考えております。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 3点ほど伺います。

まず5ページ、歳入の中の13款使用料及び手数料の中の1項2目民生使用料、社会福祉施設使用料健康長寿センター長寿の湯使用料として2,788万……。あ、これは別ですか。

○金子委員長 ふれあいの森使用料。

○磯飛委員 それだけね、はい。失礼しました。

それでは、49ページの歳出、民生費の中の1項4目知的障害者福祉費の福祉事業101事業の中の補助金が何点かある中で、310万ほど計上されておりますが、その中で、心身障害児父母の会への補助金の金額をお聞かせください。

○金子委員長 課長。

○成瀬社会福祉課長 運営費補助金といたしまして9万9,930円、療育訓練事業補助金として20万円を予定しております。

○金子委員長 はい。

○磯飛委員 父母の会には何名の方が加入しているか、わかりますか。

○金子委員長 課長。

○成瀬社会福祉課長 96人であります。

○磯飛委員 それと、その中の民間療育施設通所児(者)保護者とあるんですが、これは通所時の保護者という意味ですかね。

○金子委員長 課長。

○成瀬社会福祉課長 これにつきましては、上厚崎にありますこどものへやぽけっとというものがございまして。この補助金の趣旨といたしましては、療育等の支援施設として、認可を受けていない療育施設に対します設置者への補助金、それと保護者への補助金ということで、月額5,000円の補助をしているものでございます。

以上です。

○金子委員長 ほかにありませんか。

早乙女委員。

○早乙女委員 20ページのところで、先ほど民生費雑入で、地域活動支援センター負担金ということで、ゆずりはの利用している那須フロンティアのところだと思うんですけども、そこで、大田原と那須町のほうからの700万ぐらいの負担金をいただいていることになると思うんですけども、その辺のところ、ゆずりはの支援センター運営するのの専門職というか、その辺ってどのぐらいで、どういう職種の人で運営していて、大田原と那須町からの利用者って、実際にどのぐらい、このぐらいの負担金で、どのぐらいの利用者がいるんですかね。

それと、同じ精神疾患のところなので、実際に今、那須塩原市で障害者福祉計画を策定していく中で、精神障害者の福祉の事業として、とりあえず精神障害者福祉事業としては、そんなに大した

ものをしていないんですけども、この辺の必要性というのを、何が精神障害者の福祉事業に足りないかというところの課題みたいなものを、お持ちになってはいませんか。その辺ちょっとまず聞かせていただけないですか。

○金子委員長 成瀬課長。

○成瀬社会福祉課長 まず、ゆずりはの関係でありますけれども、現在ゆずりはにおきましては、施設長が1人、それと指導員、常勤が3人、それと非常勤が1人という内容になっております。

それで、具体的には、いわゆる相談支援事業及び地域活動支援センターの1型ということで、二つの事業を委託をしておるわけでありまして。相談支援につきましては、均等割が10%、それと実績割が90%という形でいただいております。

それと、地域活動支援センターの1型につきましては、実績割を100%という形でいただいております。

そのようなことで、この内訳としましては、大田原につきましては、相談と地活の1型を合わせまして、357万3,000円ほど。那須町では両方合わせまして347万9,000円ほどという内容になっております。

それと、特に精神関係の事業の必要性ということでありますけれども、当然今、障害福祉計画を策定していく中において、精神障害の方が退院した後の地域での受け方といいますか、受け皿が、現実問題としてなかなかないのではないかというのが大きな一つの課題になっているというふうに理解しております。そのためには、グループホーム等の設備というものの必要性もあるわけでありまして、その辺につきましても、一応現在、自立支援協議会のほうでも、その精神障害者の受け皿等も含めて、どういうふうな施策がとれるかというようなことで、現在協議を行っている

いう状況でございます。

○金子委員長 大田原、那須町、人数はわからないんですね。

○早乙女委員 人数を聞いたんですけれどもね。同じぐらいの金額なんですね。

○成瀬社会福祉課長 延べ利用者でよろしいでしょうか。

○早乙女委員 いいですよ。

○成瀬社会福祉課長 大田原が地活の1型につきましては635。那須塩原が569。ちなみに本市が1,590というような状況になっております。

それと、相談のケースでありますけれども、大田原が667、那須町が499、本市においては2,475という延べ利用者数になっています。

○金子委員長 はい、どうぞ。

○早乙女委員 先ほどゆずりはのスタッフ、要するに施設長とか常勤とか非常勤というのではなくて、専門職とか、どういう経験を持った人が、どの程度今いるのかなというふうなところを聞きたかったんですけれども。

○金子委員長 はいどうぞ、課長。

○成瀬社会福祉課長 施設長につきましては、精神福祉士の資格をお持ちであります。それ以外の方について……。

○早乙女委員 あと、後でいいんですけれども、施設長にしろ、医療福祉大出ているスタッフが多いので、そんなに経験年数はないと思うんですけども、その職員の今までの経験年数とかというものを、施設長の経験年数と、常勤の職員の専門職がどういう専門職で、経験年数と、あと研修を受けているものが幾つかあると思うので、その、どういう研修を受けているものなのというところを、ちょっと後で教えていただければというふうに思います。なぜかという、やはりとても精神疾患障害の場合、支援が難しく、経験結構

積んでも大変というところで、やっぱりスタッフ自体はまだ若いんですよ、皆さん。経験がなくて、私も幾つか受けているときに、もう無理だというので、自分でほかへつなげながら支援して、ちょっと相談が無理だったということがあるので、体制的に相談体制がどこまでとれているのかという部分が、ただ委託をしているというだけじゃなくて、その辺もちょっと行政として、少し関心を持っていただきたいというのが一つなので、お聞きしているところです。

それとあと46ページのところで、災害時要援護者支援マニュアル、これ前に質問したことがあるので、いつつくるのかなと思っていましたら、今年度につくるということで、一般質問の中でも言ったんですけれども、ここマニュアルをつくるときに、担当課の職員だけでとか、要援護者という、高齢者から障害者から、独居の方、家族がいる方、障害を持っていても、それぞれの障害によって違いますので、当事者、まず入らなきゃいけないということと、ここで大きな、支援をする側に回るところだと、地域包括支援センター、民生員というものが必ずそのマニュアルの中に入ってくるんですけども、いつもその方たちの意見も聞かずにマニュアルができていくという、ほかの地域のマニュアル見てもそうなんですけれども、聞かずにマニュアルつくっちゃっているんで、ぜひ民生員さんとか、地域包括の当事者のそれぞれの障害別、そこら辺の方たちの十分な意見聴取があって、マニュアルがつくられると。またあとケアマネージャーですね、高齢者であったら。というような部分のところで、それできちんと意見が言える。ただ団体から出してくださいということじゃなくて、こういうことに関心を持ってくれる人でもってつくっていただきたいということが、一つお願いです。

あと、47ページのところで、子ども発達支援センターなすの園のところで、なすの園の民営化について、話が何遍か出ていると思うんですけども、現状についてどういうことになっているのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○金子委員長 はい、課長。

○成瀬社会福祉課長 なすの園につきましては、現在の方向性では、いわゆる指定管理者制度によって進めたいという考えを、広域のほうでは持っております。それによりまして、この指定管理者を受けていただける業者というか、事業者があるかというようなことで、何カ所かの管内及び大田原地区等も含めて、受けていただけるかどうかというような形での打診を、広域の事務局のほうではしております。基本的に保健福祉部会、大田原市、那須町、あと本市というふうなことで、課長等も集まって、保健支部会というのがあるんですけども、保健支部会におきましては、基本的にはそのような方向でというふうな一定の結論は見たところでありますけれども、今後副市長等も入れた中で再度会議を行って、最終的には組合の議会とか指定管理者会議において決定をされるというふうには思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度で進めたいという方法であります。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 そうすると、指定管理者で発達支援センターなすの園という部分で、指定管理者であるということで、やれそうな団体を当たっているというところで挙げられるとしたら。どのぐらい当たって、具体的にどことどこと、当たっているところ教えていただけますか。

○金子委員長 課長。

○成瀬社会福祉課長 事業主体でいいますと、太陽の里福祉会、それと那須共育学園、まあ同愛会で

すね。それとトータルサポートセンター空、それとNPO法人ワーカーズコープ、まあこども館クレヨンをやっているところ。一応4カ所というふうに聞いております。

○金子委員長 ほかにありませんか。

はい、どうぞ、室井委員。

○室井委員 49ページの重度障害者住宅改造助成事業ということで、1戸当たり30万ということになるんですが、この仕事は、今年の統計とかわかりますか。

○金子委員長 課長。

○成瀬社会福祉課長 3件か4件はあったんですが、ちょっと正確な数字、後でお知らせしたいと思います。

○室井委員 それでも150万ですか、出ているんですが、これちょっとわからない人が多いんじゃないかと思うんですね。ですから、広報か何かでこういう仕事がありますよと教えてあげて、そして職人さんが、仕事なくて困っているんで、職人さんのほうにもそういうことで、なるべくお願いしたいというふうに思っています。

○金子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようですので、審査を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。



採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

次に、子ども担当課に移りたいと思いますので、どうもご苦労さまでございました。

交代するので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時37分

○金子委員長 それでは、休憩前に戻ります。

これより子ども課担当の審査に入りたいと思います。

—————◇—————

#### ◎議案第36号の上程、説明、質

##### 疑、討論、採決

○金子委員長 まず、議案第36号 那須塩原市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

片桐課長。

○片桐子ども課長 (議案第36号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。

早乙女委員。

○早乙女委員 今、那須塩原市でお願いしている小規模住居型児童養育事業者ってどのぐらいあるんですか。

○金子委員長 課長

○片桐子ども課長 これは制度が児童福祉法改正でできたばかりですので、ちょっと状況は、県のほうの事業になりますので、確認まだしておりません。4月1日から。

○早乙女委員 養徳園とかでやるやつと同じ。

○片桐子ども課長 いや、養徳園でやるかどうか、ちょっと確認しておきます。

○金子委員長 はい、ほかに。質疑のあるひといませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、質問を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第36号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

—————◇—————

#### ◎議案第40号の上程、説明、質

##### 疑、討論、採決

○金子委員長 次に、議案第40号 那須塩原市児童クラブ条例の廃止についてを議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

課長。

○片桐子ども課長（議案第40号について説明。）

○金子委員長 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。

磯飛委員。

○磯飛委員 4月1日から施行ということなので、すべて準備は整ったと解釈しているんですけども、運営者等含めて、大体準備は整っているんでしょうか。

○金子委員長 片桐課長。

○片桐子ども課長 運営委員会、西那須塩野地区、10月末、塩原地区が11月の段階でしたか。設立をされまして、西那須野地区においては、昨日運営委員会開催されまして、予算案等審議をしていただいたということで、すべて準備整っております。以上です。

○金子委員長 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 質問がないようなので、審査を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第40号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 次に、議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○片桐子ども課長（議案第14号について説明。）

○金子委員長 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。

松原委員。

○松原委員 56ページの2項8目。仮称三島児童クラブの建設で、この間の説明では86平米の建物を建てるということなんですけれども、現在の児童数と将来の見込みもあって、これやるんだと思いますが、特に特設する部分があるのか。この建物の中身ですね。それから児童の展望についてお伺いします。

○金子委員長 片桐課長。

○片桐子ども課長 22年度4月から、70人を超える児童数を要する児童クラブは、分割をしないと、国庫補助の対象外になってしまうということがありまして、大規模児童クラブの分割を促進するという点から、来年度の中で三島児童クラブ、大山児童クラブを分割するものですが、現在100人近い児童数がありまして、来年度の見込みの中でも90人近い児童数の入会が見込まれております。ということで、70人を超える児童クラブとして引き続きということになりますので、分割をしていくということで建設をするものです。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 これは直接関係はないんですが、かつて三島小学校の体育館の問題で、あそこにトイレがないものですから、児童クラブをつくるときに、トイレのことも考えればよかったねという話が出ておりました。これは体育館と全く関係ないといえれば関係ないんですが、公共施設でトイレがなくて、民間のトイレを使っているということは、いかがなものかということで、相談もしたんですが、結局その三島小学校の校舎の東側に外便所があるんですね。そこを使ってほしいということだったんですけどところが夜間開放であそこを使っている4団体ぐらいあるんですが、この方々が、塩原屋のお店で持っているトイレを使っている。一番よかったのは、その児童クラブをつくるときに、実地にトイレをつくっておいてやれば、夜間はいかったのかなど。男性——これは想像であります、男性の場合は最寄で用足しちゃう。女性はどうにもならないから、塩原屋さんに行く。果たして公有施設の場合、それがいいのかどうかということも含めて、内部協議だったんですが、やったんですが、今回の新設する場所と、あるいはまた夜間開放のときにも使えるような、そういうようなものの配慮が、こういうところではできないものなのでしょうか。難しいかと思いますが。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 今回、三島児童クラブの建設の場所は、いろいろ検討、協議したんですが、現在の児童クラブの敷地のところに建てるしか場所がないということになりまして、ちょっと狭いんですけども、何とか建物を建てるぐらいのスペースは確保されるということで建てるものでございますので、そのほかに余分な施設であると、ちょっとスペース的に難しいかなというふうに。

以上です。

○松原委員 わかりました。そういう現状があると

いうことだけ、一つご承知おきください。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ページ数が6ページ、幼稚園使用料。

塩原幼稚園が先ほどの説明で16人ということで、保育園が115万2,000。

111ページ。幼稚園費として2億1,548万5,000円と。2億1,500万円ですよ。111ページ。幼稚園費として2億1,500万円。保育料が115万。こういう形で今後も進めていくのかと。余りにも1人当たりの経費がかかり過ぎるのではないかと。

○金子委員長 片桐課長。

○片桐子ども課長 111ページの幼稚園費の2億1,500何がしというのは、これは就園奨励費ということで、私立の幼稚園に通っている、例えば申請がくる場合の金額ですが、塩原幼稚園にかかる管理運営費としては、543万6,000円ということになります。あと、その職員給与費もかかっているということになりますけれども。

○鈴木委員 前回は一般質問したと思うんですが、今後この幼稚園、方向づけとしては、認定保育園という方向に行くのかどうなのか。その辺のところお聞きしたい。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 塩原幼稚園のあり方ということで、昨年11月に塩原幼稚園の保護者ともう一度話し合いをいたしました。ということで、これからどういうふうな方向性になるかというのは、まだはっきりしていませんけれども、とりあえず保護者と協議をしながら、現状の保護者のほうにも正しく認識してもらいたいというようなことと、これからの対策をどういうふうにしていくかという協議も含めて、協議をこれからもやっていきたいと、こういうふうに考えています。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど3,000万と言ったんですね、塩

原幼稚園の。

○平山保健福祉部長 職員の給料と合わせると約3,000万。

○鈴木委員 約3,000万。できれば、極端な話だけでも、車買って、関谷なりにおろしたほうが、金額的に安く済むんだらうという、そういう考え方もなきにもあらずだと思んですけれども、目安としては、いろんなそういった形にしる、幼稚園を閉鎖というか、そっちの方向づけの考え方というのをお持ちであるのか、ないのか。そこら辺を一つとしてお聞きしたい。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 基本的には需要が少なくなってくるという中では、そういうふうな方向にいかなくちゃならないのかなというふうに考えておりますけれども、そこへ通っていらっしゃる園児、保護者もいますので、そういった方々の了解を得てからということで、十分協議をしていくというような形で進めていきたいと。

かえって保護者にすれば、温泉街の振興からも、ぜひ残してほしいという、そういった要望等もありますので、それは十分協議しながら、方向性を検討していきたいというふうに考えています。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちなみにこの保育料はお幾らなんですか、お1人さん。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 6,000円です。

○鈴木委員 ということは、通常ここら辺でいうと、幾らぐらいかかっているんでしょう。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 幼稚園によっては違いますけれども、2万円ぐらいかなと。

○鈴木委員 その保育料を引き上げる方向というのは、考えてはいないんですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 保育料を引き上げるとい、これからどうするべきかという検討を先に進めるといいのかなというふうに考えていますので、今のところ考えていません。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 3分の1ですからね。3分の1か4分の1ぐらいになっちゃうのかな。実際。片方2万と。片方6,000円ということは、余りにも不公平があるのかなという、そういったこともありますので、しっかりと検討していただいて、平等な方向に進めていただければ、納得はすると思んですけれども。しっかりと検討していただきたいということ。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 松原委員とちょっと関連しているんですけれども、56ページ。3款2項8目の放課後クラブ整備事業児童で、工事請負費がありますけれども、ここで第2大山児童クラブ、これは新しく建設じゃなくて、階段と照明工事等とあるんですけれども、これはどういう内容なのか、少し詳しく説明していただきたいと思います。

○金子委員長 片桐課長。

○片桐子ども課長 大山第2児童クラブにつきましては、パノラマ館のところを改修してということ考えておりまして、パノラマ館、中2階になっているんですが、階段がちょうど部屋の真ん中にありまして、使いづらいというようなことがありますので、それとわきに階段をつくりかえをするという工事と、今の、ライトがダウンライトというんですかね。明かりが余りとれないというか、そういったライトで、電球も結構高いのを使っておるようなので、それは改修して蛍光灯にかえていくということでございます。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 パノラマ館って、ドーム型になっているところかと思うんですけども、大山第2児童クラブに関しては、その費用は幾らになっているんでしょう。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 大山児童クラブにつきましては、二つ合わせて90万になります。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 去年でしたっけね。この常任委員会で大山児童クラブを視察させていただいたんですけども、ここに行ったときに、我々あそこにいた職員から、物すごい要望をたくさん、もう数え切れないぐらい、それぞれに受けてきちゃったんですけども、そんな中でやはり、手狭であったりとか、120%満足いく施設にするというのは無理だと思ってしまうんですけども、狭いという部分で、パノラマ館のところを改修して、使い勝手のいい、若干広く使えるようになるのかなとは思ってしまうんですけども、それにしても、あの玄関のところ。靴置き場のところであったりとか、まずは準備の必要がある中で、階段と照明の工事だけという話なんですけれども、これは今回はこの、何段階かに分けていって、大山児童クラブをもう少し拡大もしくは増設とかって考えていくのか。これ今回まで一段落になってしまうのか。そこをちょっとお聞かせいただきたい。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 施設の拡充というところでは、今回分割すれば、当面70人を超えるということでの問題はクリアしますので、新たに別な施設をつくるというのは考えていません。外壁等がちょっと相当劣化しているということがありますので、その辺の改修は考えていきたいというふうに思っています。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 今おっしゃったように、外壁ですね。

特にパノラマ館のところは、ちょっと特殊な外壁だったと思うんですけども、あれ雨漏りなんかしていないんですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 大きく雨漏りをするというのは余り聞いていないんですが、窓のところちょっとしみているというような話は聞いている。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 やはり子どもたちがあそこに長い時間いるわけですから、衛生的な部分気をつけなければいけないのかとは思ってしまうんですけども、調理施設というか、簡易調理施設というんですかね。おやつなんか出したりするのに、簡易的なキッチンみたいなのがあったと思うんですけども、あそこら辺なんか見ても、決して衛生的だという印象は受けなかったんですが、そこら辺はそのままということになるんですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 今の状況で、とりあえず使ってもらって。不都合があれば、後で改修というようなことは考えられると思いますけれども。

以前、運用の中では使っていましたので、そういった点から、使えるだろうということで、そこで分割というふうに考えられます。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 いずれにしましても、大山児童クラブに関しては、減少傾向というよりも、増加傾向にあると思いますので、そこら辺も含めて、今後検討していただきたいと思います。

その辺で結構です。

○金子委員長 これちょっと聞きたいんですけども、どういうあれ。同じところに二つに分けるわけでしょう。分け方が決まっているんですか。第1と第2、同じところにあるわけだけども。

○片桐子ども課長 分け方、どっちが第1、どっちが第2かと……。

○金子委員長 いやいや、そうじゃないですよ。第1、第2じゃなくて人、子どもたち。

○片桐子ども課長 人の分け方は、来年度の中で保護者会等で自主的に検討してもらいたいということで話はしております。私どもからどうのこうのということは、指示はしないようにしたいと思っています。

○金子委員長 現実に分けられるわけね。わかりました。

磯飛委員。

○磯飛委員 同じく56ページの民生費、2項8目放課後児童対策費の中の児童対策事業101事業の中で、放課後児童会運営で7,000万が計上されているんですが、初歩的な質問なんですが、放課後児童会と、その下で今議論されたクラブとは、どのように違うんですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 児童会という名称と、児童クラブという名称ということですが、この保護者会にお任せしているというようなことがあって、その名称等、いろんな名称があります。ということで、補助的委託の中では、放課後児童会というような形での運営という名称を使っていますけれども、一般的には放課後児童クラブというようにすることが一般的な名称かなというふうに。

クラブの名称としては、児童会とかそういったいろんな名称があるということで、委託の中ではそういう児童会という名称を使っていますけれども、一般的には放課後児童クラブというのが一般的な名称だと。

○金子委員長 磯飛委員、どうぞ。

○磯飛委員 私は今、ちょっと理解できないので、初歩的な質問をしたので、それで説明を受けて、

何とか理解はできたんですけども、これ一般的というよりも、ほかの人だとなかなか、そうかなと想像はできるんですけども、やはり今回、全市児童クラブが民営ということになったので、その際、どちらの名前にしろ、統合したほうがよかったんじゃないかなという感想だけ、ここでは述べさせていただきます。来年度に向けては、その辺も検討していただきたいなど要望しておきます。

その中で、この予算には直接、関連するのかわかんないですけども、4月から、新年度より民営ということになったわけなんですけど、子どもを預かる委託料というか、1人当たりの料金ですね。これは民営なのでばらばらになっているのか。それとも全市内統一されているのか。それだけお聞かせください。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 保護者が負担する利用料といいますか、その点については、黒磯地区においてはばらばらでございます。西那須野地区につきましては、来年度から6,000円で統一してやると。塩原地区も6,000円という形でございます。

それぞれ経費のかけ方が違いますので、利用料はばらばらになっているという状況です。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 民営ということなので、今ご説明があったような内容で運営、あるいは委託、お子さんを預かるという中で、料金も違ってくることもあると思うんですが、その辺について、やはりどっちが高い、どっちが安いなんという、今まで担当の部局のほうに苦情というか、そんなクレームとか、そういう内容のお話はありますか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 もちろん料金的にばらつきがあるので、高いところの保護者の方から直接、どうなんですかという話を聞いたことがございます。

これだけのお金を支払っても、それだけのサービスが受けられるんだから、決して高くはないというような話がありましたので、それぞれのクラブでの評価だと思いますので、これやむを得ないかなというふうに思っています。

○磯飛委員 わかりました。

○金子委員長 ほかに。

早乙女委員。

○早乙女委員 じゃ、私も今の続きで。

今、磯飛委員が心配されていた利用料というか、その辺のばらつきが、やっぱりあるところは事業費にかけている分も保育料に、最低でもこれしか、預かりしかやらないというところだと、それしかかからないんだけれども、子どもたちと色々なことをやっている、やっぱりそれが保育料に、学童保育の料金に上乘せになっていて、保護者が納得して、それで値段が設定されているというのが、今のそれぞれの、民営でやっているところの現状だと思いますので、一概に市のほうが弱に、幾らにしないでということになって、それが今までの事業ができないような縛りがかかるようなことを、逆に必要以上にしないで、民間の努力によって、サービスに見合った料金になるというような部分のところは、ちょっとご配慮いただきたいというふうに思います。というのをちょっとついでにつけ加えさせていただきます。

55ページのところで、全国シェルターシンポジウム、DVの、来年度あるということで、この間スタンダップという、1人1,000円の料金をして、それ支援者をふやしていくんだという中で、この行政への支援依頼もあったので、全国シェルターシンポジウムの助成ということで、予算計上なさったんだと思うんですけども、ぜひこの機会を、担当者がきっと参加費3,000円というので、きっと参加費用、職員がだれかが行くのを見込ん

だんだんと思うんですけども、そのほかに助成団体、さまざまな団体、ここにも会員、うちの委員長もきっと会員だと思いますので、多くいると思うので、そういうところにぜひ知らせるとい、そういうところに自分たち職員だけがいるということではなくて、知らせるといこともぜひして、あと職員の中でも、担当者だけが行くのではなく、関連する職員というのもありますので、ぜひ職員のほうにも、これ少しきちんと、子どももDVがあると、児童虐待も連動してしまうということもありますので、ぜひDVの関係だからということで、限られた人だけをするのではなく、少し広い意味で職員を参加させることも考えていただけたらいいなということで、これはそういうようなことぐらいはできますよね。大丈夫ですね。

それとあと、その上のところで、母子生活支援施設に入所とか、あとシェルターに入所とかという方への生活給付金。この間の給付金なんかは、この辺のところでの配慮というのは、何かありますか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 DVの関係で、住所を追うことができない、また登録ができないという方に対しても支給しようということで考えております。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 53ページのところで、南保育園の調理室の改修工事をするということで、保育園、西那須野地区のところの保育園も、調理室が全部完備はもう合併後されていて、今まで調理室がなかった。台所のないような家庭じゃないか、それはということで、それは解消されたと思うんですけども、そこでの調理を、うわさで耳に入ってきたものですから、一度確認しようと思ったんですけども、やっぱりいろんな子どもたちがいるので、そこで調理するという部分のところとい

うのは、保育所、とてもいいことなんですけれども、それを委託業者に出しちゃうかという話があるんだというふうに、時々言う方がいるんですけども、そういう考えというのは、こういう設計をしていたり、100人、10人以上のところの調理員を午前中だけでも増員したりということをやっているということは、保育園を外注するって、食事を外注するということが、お考えになっていませんよね。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 今のところ考えておりません。

ただ、南保育園で調理室を改修しているときは、調理ができませんので、その期間だけは外注したいと考えております。

○早乙女委員 それなら大丈夫ですね。

それとあと、いいですか。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 14ページのところで、病後児保育事業のところ委託をされている園が、今ゆりかごだけですよね。それが今度太陽の里が行うところがもう1園ということで、2園という考え方でいいんですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 ほし保育園もやっております。

○早乙女委員 そうですね、3園ですね。

それで、その利用者実態なんですけれども、どうしてもやっぱり子どもたち預けていると、保育所に預けていて、ゆりかごとかほし保育園とかが病後児をやっている。延長保育をやっている。何をやっているということで、民間の保育園が、人気のあるところは柔軟に働くお母さんたちに対応できているということなんだと思うんですけども、それはどうして公立ができないのかなというのが、私いつも不思議なんですよね。恵まれた雇用体系の中にある保育士さんたちが、非常勤が多

くなっているというのはあるんですけども、そういうところはできなくて、民間に全部お願いしているということになるんですけども、今後次世代育成支援対策行動計画なんかも立てるところで、公が担うべきものというのは、民がやるんでは別だなと思うところをやるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考え方は、こういう実際、育成支援行動計画なんかもきちんと盛り込まれるというふうに、公立保育園のあり方みたいなのも含まれるめというふうに解釈してよろしいですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 病後児保育につきましては、今、民間の保育園という形の中で行われています。なかなか人件費等で、補助金もありませんので、そういった当然民間で活力を導入してということで行ってきております。これからもそういった形の中で行っていききたいなと思うんですが、公立が担う役割としましては、今後保護が必要な子どもたち、また障害を持った子どもたちの拠点施設として、民営化をする中で、そういった役割を公立が担っていかなきゃならないというふうに考えております。

○早乙女委員 今まで公立の保育園のほうが、障害児保育をやってくれたのも民間から。公立保育園に入れたくても、なかなか入れられなくて、民間の幼稚園なんかのほうが先に取り組んでいたという、西那須野幼稚園なんか先に取り組んでくれたし、そういうときに公立の保育園は全然だめで、軽い障害ならいいけれども、ちょっと重くなると、もうお手上げと。でも、ほかの地域に行くと、そういう部分を担うのが法律なんだという言い方を一つ何か言ったときには、大変なことを担うのが公立なんだというふうにおっしゃったところもあるので、ぜひ公立の保育園の役割。延長保育なん



かも、民間はやるけれども公立はやれないって、何でここで公立と民間と違うんだろうなといつも思っているの、保育所保育指針なんかを考えても、やっぱり保護者への対応。一つ一つをすると、やっぱり多様なニーズにこたえなきゃならないというふうになっていますので、ぜひ公立保育園のところも、民間の保育園におくれないような対応がとれるような意識改革をしていただきたいなというふうに思っていますので、これは要望で終わります。

○金子委員長 ほかにありませんか。

磯飛委員。

○磯飛委員 先ほど質問するの抜けましたので、53ページの3款民生費の一番上の2項1目児童福祉総務費の中で、午前中の高齢者のごみ袋の支給について質問ありましたが、2歳児未満に指定ごみ袋の支給をするという制度というか、行うということなんですが、まず、先ほどの説明ですと、4月1日現在2歳未満という解釈したんですが、それでよろしいのかどうか。確認と、これの周知、お知らせ。どのような方法で。あと支給方法はどのようにやるか。お聞かせください。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 2歳未満ということで、4月1日現在の2歳未満の子がいる世帯主には、全員通知を差し上げて、日にちを設けて一斉に支給をしていきたいと。

また、2歳未満ということで、新たに生まれたり、転入されたりという方がいらっしゃいますので、そういう方については、4月1日以降、随時現物支給をしていきたいというふうに考えています。

周知の方法については、広報でこれから行っていきたいというふうに考えております。

あと、支給方法ですけれども、支給方法につい

ては、現物を、来ていただいた方にそのまま支給していくと、ごみ袋を支給していくということで考えております。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 細かいことで恐縮なんですけれども、1回に申請に行った場合、どのくらいの期間の量を支給される考えですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 2歳までの分の支給を一括して行いたいというふうに考えております。

○早乙女委員 1歳9カ月になっちゃったら、その残りの3カ月とかということですか。

○片桐子ども課長 そういうことで。

2カ月10枚を単位として、10枚1袋なものですから、月5枚分けるというのもあれなものですから、2カ月10枚単位でということですが。

○磯飛委員 ちょっと余談になりますが、それで私もどうするか。実は5月に私のところには、2歳になっちゃうものですから、もし1年分支給されて、それ1カ月でもらいにいくのも、どうするかなと迷っていたものですから、今の質問になったわけですから、今わかりました。

○金子委員長 ほかにありませんか。

○鈴木委員 55ページ。該当しなかったらいいです。

母子福祉対策費というのは、これは所管になっておるんですか。この中に、母子家庭自立支援教育訓練給付20万とあると思うんですが、これは従来結構利用率があるのかどうなのかという、そこら辺の頻度といいますか、使いやすいのかどうかも踏まえてお聞きしたい。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 この教育訓練給付につきましては、19年度で1名、20年度で今のところ1名ということで、20万円を限度にして10分の4ですね、4割を補助していくという制度でございます。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、かなり利用率は低いというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 この母子家庭自立支援教育訓練給付費につきましては、その母子家庭の方のキャリアアップと申しますか、といった形で取られるものでございますので、現に仕事をしていたりという方が休んで教育訓練を受けるというのは、なかなか難しい状況かなというふうに考えています。そういったことで、利用がないのかなというふうには考えていますけれども、PRをするということで、児童扶養手当の支給とか、そういった現況届のときに、PRをさせていただいております。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もっと使い勝手のいいような、という言い方ないんですけれども、余りにも利用率が低い。ただPRしただけでも、果たして利用率が上がるのかどうなのかという部分も一つあると思うんです。もっと使いやすさという部分では、働きながら訓練を受けるというのが前提になってくるのか。所得があって、預金なりあって、休んで訓練していかないと、この補助がいただけないということだと、生活そのものが成り立っていないという部分があると思うんですね。だからそこら辺のところも踏み込んで考えていく可能性というか、そこら辺のところあるのかどうか。お聞きしたいと思うんですけれども。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 これは国の補助がある制度でありますので、そういった制度に沿って運用をしていかなくちならないということがあります。先ほど言いましたように、キャリアアップして資格を取得したいということですので、その訓練を受ける日というのは、どうしても平日とかが多くなってしまおうと

いう形で、休んでいかなきゃならないというのが実情になってしまいますので、その辺はこれから図られることだとは思いますが、制度としては、国の制度に準じてやっているという形でございます。

○鈴木委員 だから、そこからもう一歩、パワーアップじゃないけれども、使いやすい方向では、考えていく方向としてはどうなんですか。現在ないということなのかどうなのか。

○片桐子ども課長 今の制度の中ではなかなか難しいかなという。

○金子委員長 ほかにありませんか。

室井委員。

○室井委員 54ページの2項2目のおじいちゃん保育というのがあるんですけども、これは規模の小さい小さいはあるんですか。全保育所にあるんですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 公立保育園、15園の保育園には、すべておじいちゃん保育士おります。

○室井委員 これ子どもさんには人気あるんですか。

○金子委員長 課長。

○片桐子ども課長 子どもたちと一緒に遊んだりということもあっておるようなので、結構人気があるようでございます。

○室井委員 わかりました。

○金子委員長 ほかに質問ありませんか。

[発言する人なし]

○金子委員長 ないようなので、審査を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

どうもご苦労さまでした。

はい、どうぞ。

○成瀬社会福祉課長 先ほどちょっと答弁漏れした件、よろしいでしょうか。

○金子委員長 はい、お願いします。

○成瀬社会福祉課長 2件ほど保留にしておりましたので、申し上げます。

まず、ゆずりはの関係でありますけれども、施設長については、先ほど申し上げました精神保健福祉士、ゆずりはは6名いらっしゃいます。なお、前職は病院に5年ということであります。それと職員については、作業療法士、これが2名いらっしゃいます。1名の方がゆずりは6人。前職が那須ボウリクエンの2年ということであります。もう1人の作業療法士は、ゆずりはが1年。前職が、病院が2年というものです。もう一方が介護福祉士。ゆずりはが1年。前職はリハビリテーションセンターに6年というものであります。

ゆずりはの職員の研修でありますけれども、主なもの申し上げますと、精神保健福祉担当職員の研修。発達障害者支援エキスパート養成研修。援助職のためのリスニングスキルアップ、ワークショップ、それと県北圏域障害者相談支援対策強化研修会。このような研修会に参加をしているということでもあります。

それと、室井副委員長からありました住宅改造

でありますけれども、今年度は3件の実績がございます。段差解消、それと畳をフローリングに変更、それとトイレを洋式に改修という3点がありました。

以上でございます。

○金子委員長 では、これで10分間休憩いたします。

休憩 午前 3時42分

再開 午後 3時53分

○金子委員長 休憩前に戻ります。

高齢福祉担当課の審査に入りたいと思います。

—————◇—————

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 まず初めに、議案第26号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 (議案第26号の説明。)

○金子委員長 説明が終わりましたので、質問を受けいたします。

質問ありませんか。

松原委員。

○松原委員 本年度は2,972万6,000円ですか。これが特別交付金で入って、それを基金にするということで、これも最終年度の執行が出てくる23年までは、おおむね介護者のニーズによって違うのかもしれませんが、この辺の交付金の金額的な移動というか移行はどういうことになっているのでしょうか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 いわゆる今回の介護報酬の徴収分。それが幾らかというように、まず出すわけなんですけれども、それは3年間の給付額の総額。それに介護報酬率のアップ分を掛けまして、それに第1号被保険者の3年間の合計。第1号被保険者の負担率が一応20%となっていますので、それを掛けまして、それに被保険者、それを3で割りまして、1年間の被保険者数で割って出した金額が、トータルで保険料軽減分としては、4,508万3,910円というふうなことでございまして、これを21年度は上昇分の全額ということなんで、2,972万6,000円。それから22年度は上昇分が半額ということなので、1,535万8,000円と。これを充てると。したがって、23年度については、ダブルの補てんというんですかね。それが無いという形になるんですけれども。

以上でございます。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 先ほどの説明ですと、24年3月31日限りということで、これ失効になるわけですが、そのときに残額があれば、国に返還という今説明があったんですが、要するにこの事業費に介護従事者処遇改善事業に全部充当して使ってしまうということもあり得るわけですね。

○金子委員長 鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 そのとおりでございます。返還ということにつきましては、ここにあるこの介護保険料の軽減分。これのほかに、20年度、先ほども言いました保険料軽減分の周知用の事務費として、お金が450万4,000円ほど入ってくるわけです。これが一応20年度、とりくずし額として180万3,000円ほど見えていますので、この後、この周知用の経費は、執行残が出れば、そのままお返しするというような形になるわけです。したがっ

て、保険料軽減分については、今言いました4,508万3,900円については、全額充当するというふうな形でございます。

○金子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○金子委員長 ないようなので、審査を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第26号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

—————◇—————

#### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 次に、議案第35号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 (議案第35号について説明。)

○金子委員長

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時10分

○金子委員長

○鮎瀬高齢福祉課長 (議案第35号について説明続き。)

○金子委員長 質問ありませんか。

[発言する人なし]

○金子委員長 質問がないようなので、審査を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第35号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

じゃ、これできょうの審査は終了することになります。

あとは16日月曜日10時からお願いいたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時21分

## 福祉環境常任委員会

平成21年3月16日（月曜日）午前10時開会

### 出席委員（8名）

委員長	金子哲也君	副委員長	室井俊吾君
委員	岡本真芳君	委員	鈴木紀君
委員	磯飛清君	委員	早乙女順子君
委員	植木弘行君	委員	松原勇君

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

保健福祉部長	平山照夫君	社会福祉課長	成瀬充君
高齢福祉課長	鮎瀬正君	課長補佐兼 高齢福祉係長	柳崎修造君
介護管理係長	塩水香代子君	介護認定係長	高根沢威夫君
保健課長	齋藤正幸君	課長補佐兼 国民健康保険 係長	佐藤行雄君
黒磯保健 センター所長	菊地彰君	市民課長	久保井章君
西那須野支所 保健福祉課長	君島幹朗君	西那須野支所 市民生活課長	川上政君
塩原支所 市民福祉課長	橋本隆仁君		

### 出席議会事務局職員

書記 福田博昭君

### 議事日程

1. 開議
2. 審査事項

〔保健福祉部〕

◎高齢福祉課、西那須野支所保健福祉課、塩原支所市民福祉課

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第18号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計予算

◎保健課、西那須野支所保健福祉課、塩原支所市民福祉課

- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第15号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第16号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計予算
- ・議案第17号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

◎市民課、西那須野支所市民生活課、塩原支所市民福祉課

- ・議案第38号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
- ・議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算

3. 閉 会

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○金子委員長 おはようございます。きょうもひとつよろしく願いいたします。

それでは、散会前に引き続き、会議を開催いたします。



◎議案第14号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○金子委員長 まず初めに、議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

○鮎瀬高齢福祉課長 (議案第14号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりましたので、質問を受けいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 では、1点だけ私のほうから。

51ページ、1項7目の中で、シニアセンター管理運営事業の中で、指定管理者はどちらになったのか教えていただきたい。

○金子委員長 鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 平成18年度の指定管理から同じく企業組合の労協センター事業団というところに指定してございます。

○鈴木委員 本社はどちらになるんですか。

○鮎瀬高齢福祉課長 東京でございます。

○金子委員長 ほかに質問ありませんか。

○植木委員 1つだけなんですけど、50ページの街中サロン事業で、現在これは西那須野でやっているわけなんですけど、予算が1,000万、毎年大体このくらいの金額だったのかなと思っておりますが、

先ほどの説明だと、今後、西那須野限定を外して、NPO法人関係なんかを模索しながら、ほかでも検討していきたいと、こういうふうな説明だったと思うんですが、その辺の見通しはどうなんですか。

○金子委員長 鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 現在、地区限定で西那須野地区だけということ、これは先ほど言いました元気なまちづくり基金を充当しているということで、これがなくなるというようなことだものですから、そういった意味では、改めて市の全体の施策の中で位置づけるということで考えるという方向性でございます。

それで、方向性としては黒磯管内、それから塩原管内の中に1カ所ほど、こういったような施設を、こういった形で展開したらどうかというようなことを探りながら、今、検討させてもらっているというふうなことでございます。

○金子委員長 植木委員。

○植木委員 そうすると、現在は西那須野町で、前のまちづくり基金の中で努力してやってきたわけでございますが、そういった方向を、今後もやはり少し拡大していく意味合いで、全市的に物事を考えていきたい、そういうふうな基本的な考え方で塩原、黒磯あたりにも考えたいというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 今までの街中サロンの実績、それと地域に展開してきた活動、それから公私協働の地域づくりというようなことを前提に、そのようなところを市全体の中で位置づけたいというふうに考えてございます。

○金子委員長 植木委員。

○植木委員 ぜひ、西那須野町でやってきて評価もある程度ありますし、高齢者の方の何というんで



すか、日常生活の中の過ごしやすさというか、生活しやすい空間というか、そういった部分も何か十分ありそうな気がいたしておりますので、塩原、黒磯のほうにもぜひ拡大していただける体制が早期にとれることを期待したいと思います。ありがとうございます。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 同じく50ページ、高齢者生きがいと健康づくり事業の中で、この補助金について質問しても答えてくれますか。

○金子委員長 いいんじゃないですか。

○磯飛委員 その補助金の中の単位老人クラブ活動395万計上されておりますが、まず単位老人クラブのクラブ数をお聞かせください。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 単位老人クラブは79でございます。

○磯飛委員 それで以前に、議会の中の一般質問でもお話しさせていただいたんですけども、79クラブの中でのメンバー、今年度でいいんですけども、一番多いクラブと最少クラブの人数を教えてください。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 今、手持ちに資料がございますので、今、調べて出したいと思います。

○磯飛委員 すぐ出ますか。

○鮎瀬高齢福祉課長 大丈夫です。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 じゃ、出てからまた再質問します。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 では、18ページのところで、街中サロンの財源になる元気なまちづくり基金ですけども、これはもう21年度でこれを使うと、実際に、ほかの事業にも使っているわけですけども、基金はこれで全部使い切るとい形になるんですか、

残らず。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 元気なまちづくり基金の全体のところしか把握はしていないんですけども、この事業が一応平成21年度でなくなるということで、そういった意味で、この街中サロンに充当する元気なまちづくり事業の原資がなくなるというふうなことで進めているということでございます。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 平成21年度で、もう基金の中から、要するに財源は補てんできないということで、今度は高齢者施策費のほうから出すということで22年度から、その22年度に向けて今年度検討するというので、先ほどNPOなどと協議するというのは、そういう意味で22年度をどうするかという部分を見据えて、今年度協議するということですか、先ほど説明したのは。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 これにつきましては、今年度からも、それは作業はしているんですけども、最終的に22年度で方向性をつけたいというふうなことで考えております。

○早乙女委員 22年度にスタートするんでしょう。

○鮎瀬高齢福祉課長 ごめんなさい、21年度中に方向づけをしたいと思います。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 そのときに、先ほど全市に広げたい、要するに今度は高齢者福祉費でやることに、財源をその枠でやることになると思うので、そうしたときに全市に広げたいということで、塩原とか黒磯とかということで広げたときに、実際に似たような展開をしているところというのは既にあると思うんですね。自分たちで財源を確保しながらやっているという団体もあると思うんですけども、そうなったときに、塩原、西那須野、黒磯に

1カ所ずつといったときに、この西那須野のなじみ庵の1,000万というのは、実際に確保できる金額なのかどうかの見通しというのは、どうなんでしょうか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 この1,000万の補助金なんですけれども、主に中心になるのは建物の買い入れの費用、それから人件費、これが大体八、九割になっています。一番重要なのは人件費の絡みになっています。

この人件費につきましては、当然こういったような事業を展開する場合には、そのイニシアチブをとるといいますか、コーディネートをするところ、当然これは必要になってきます。当然、市としてもその辺のところをどういうふうに担保していくのかというのが、市のほうの私どもの考えでは一番重要なところのかなというふうに、そういうふうに考えてございます。

そういった意味で、基本的に今現在、この中の財源なんですけれども、基本的に会費をいただいて、それからあともう一点目、なじみ庵でお昼というんですか、料理というんですか、それを出している、その売上とか、その辺のところを見まして、必要最低限の人件費の部分について。それと家賃が結構が20万ぐらいになっていますので、高いようなので、その辺のところをどういうふうにしていくのか、同じところでやるのか、それとももっといいところ、市の公共的なあいているところ、シルバー人材センター、市所の東に事業所があったんですが、あれはちょっと耐震関係でだめだとか、それもちょうと検討はしたんですけれども、今のところどうなのかと、その辺を含めて、市としてどういうふうに腕を見せていくのかなというような、その辺のところなわけですけれども。

以上でございます。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 実際に会費といっても、そんなに会費自体は、それで人件費が賄えるような会費が取れるわけではないし、お昼代といっても数百円です。日銭稼ぎにもならない金額になるので、それは人件費に回るというのは、現在の状態を見たときには、ほとんどが補助金に頼らなかつたら運営できないという部分のところは、もうだれが見てもわかると思うんです。

そうしたときに全市に広げるといったときに、バランスをとるといいうときに、ここは家賃が20万円でもとても高いからといって、ほかの生きがいサロンと違って、ほかの生きがいサロンはある程度近くの人とか集めてくるとかということがオーケー、バスを回すとかということなんですけれども、ここのなじみ庵は、街中サロン、要するに歩いてこれるようなにぎわいのあるところにあるというのがコンセプトだと思うんで、ちょっと不便なところに行って、街中サロンではないと思うんで、そのところを十分に協議をするということ。

塩原だったら塩原で、また違う高齢者が歩いていけるようなところでのこういう街中サロンといったら違うコンセプトがあると思うし、黒磯なんかだったら、もしかすると駅前のカワタヤあたりを使って何かをすることかということにしたら、また違う展開ができると思うので、その辺のところを柔軟に考えながら、それで今までの培ってきた部分のところのなじみ庵のノウハウとか、本当に建物にほとんど持っていかれてしまう、人件費は私はしようがないと思うんですけれども、ということで、それを余りにも考えたがゆえに、あそこでやっていたものが可能でなくなるようなことがないように、これはお願いしたいというふうに思います。

○金子委員長 まだいっぱいあるんですか。

○早乙女委員 かわりますか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 老人クラブに関しまして、一番会員数が多いところは西那須野地区の老人クラブ、一南寿会がございませう。会員数は120名でございませう。一番少ないところは黒磯地区、第11長生会、これは東原になります。これが13人。同じく第8長生会、これは下厚崎になります。これが同じく13人ということでございませう。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 このメンバー構成人数から見る中で、この補助金の補助内容は、今の説明があった西那須一南の120名のクラブと13名のクラブ、補助金の額というものは同額なんですか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 単位老人クラブに対する補助金ですけれども同額でございませう。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 先ほどちょっとお話ししましたように、議会の中でも質問させていただいてございませう。どうもこの120名と13名と、もう1けた違う中で同額の補助金で、多いところは四苦八苦しなうら運営していると思ひませう。その中でこの13名の小規模のクラブは、この13名单体でクラブを運営しているのでしょうか、今。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 年度初めに、それぞれ補助申請をしていただきませうして補助金を出す。それで最終的に実績報告を出していただくというふうなこともなものですから、それで進めているということなので、活動は展開しているというふうには見てございませうけれども、ただ、地区的に見ますと、例えば下厚崎につきませうしては、同じ下厚崎に2つの老人クラブがあるということで、第7と第8の

長生会があるということで、片方は20人、片方は13人というふうなことになるでございませう。小地域の中で独自の活動を展開するというふうなことで、歴史的にもできた背景があるのかなというふうには見てございませうけれども。

以上でございませう。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 ということは、私も実態を検証しているわけではないんですけれども、今のお話の中にもあったように、また私が想像で物事をお話しするのも適正ではないかと思ひませうですが、今の例えれば下厚崎の例をとると、7、8の会が合体して事業している、そういった場合は、補助金は単体でもらって、合体した場合は2つの箇所の補助金を合計して事業展開しているという現象というか、そういった実態はありませうせんか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 私のほうでも、それぞれ独立して老人クラブの活動を展開しているというふうには理解してございませうるので、それが中には1つの事業で一緒にやるというふうなことがある場合も、それはあるかもしれませうけれども、基本的には独立して活動を展開しているというふうには理解してございませうけれども。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 また検証していないという話をさせていただいたんですが、どうも三、四カ所、補助金は単体でもらって、事業は合体して三、四カ所の補助金を使って事業を展開しているというふうなことも耳にしてございませう。片や120名、100人から1単体の補助金でやっているという中で、補助金のバランスというんですか、公平性が欠けているように思ひませうてならないんですが、その辺は私も実態を検証していないので、ここでどうしようというところまではお話しできないんですが、

その辺の実態もつかまえて、まず公平性のある補助体制というんですか、そういったものも必要ではないかと思います。

私も老人クラブのメンバーから、会長さんからそういう話を聞いて、片やそういう小さなところが何カ所も集まって何十万という最終的には補助金になっていて、それで事業をしている。片や100名から超えて1カ所の補助金で運営しているということで公平性がないというような話も伺っていますので、その辺は実態も検証しないまま発言させていただいておりますが、その辺、補助金を交付する側も、そういう実情を検証して、今後の補助体制というものを研究していただきたいと思ひます。

クラブ員が公平性に欠けるというような不満を持たないような補助体制にさせていただくことを要望しておきます。

それと、ちなみに1クラブ、補助金は幾らなんですか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 単位老人クラブの補助金は、年間5万円になります。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 それで前回、さっき何回も言っていますが、議会の中でも補助金を少なくしてしまうと、そのクラブの存続が危ぶまれるというような議会での答弁をいただいておりますので、クラブが消滅したのでは元も子もないので、県から出てくる補助金は、全クラブに均等に配布しても、市から出す補助金は人数割とか、そういった公平性というようなものも研究する必要があるかと思ひますので、その辺を要望して、この質問は終わります。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 51ページのところで、グループホームへのスプリンクラーの設置ということで、この

ほかにまだグループホーム和とか幾つかあると思ひますけれども、これは優先順位、何かもう既についているから要らないということでほかはやらなかったとか、ここはついていなかったからやったとかという、ここ2つをまず最初にということとは何かあったんですか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 現在、グループホームは市内に6カ所ございます。そのうちスプリンクラーが既に設置してあるのが1カ所、そよ風というところ。そこは設置済みでございます。

それと消防法対象外、275平米以上1,000平米未満というようなことの法の対象外の施設が四季の花というのが1カ所でございます。

残り4カ所となります。事前にこれは私のほうで、このグループホームに対して、平成25年度までに消防法の関係で設置義務が課されましたので意向調査をさせていただきました。それで期間はこの先まだ何年かあるんですが、とりあえず21年度にどうですかということもあわせて確認しまして、この安暮里と四季の空が手を挙げたというふうなことであります。

未整備につきましては、今おっしゃられたグループホーム、東那須野にあります和と、それから塩原の生きいきの里につきましては、この後の中で整備を計画するというようなことになるのかと思ひます。それにつきましては、この交付金も今年度21年度だけでなくなくなるのではなくて、その後があると聞いておりますので、そういった中で整備していくということになるのかなと思ひています。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 特に生きいきの里なんかは2階ですし、合併前に塩原が診療所だったところを地元の要望で、診療所を廃止するときに、何か福祉施設

にしてほしいということで、実際には生きいきの里としては、とてもグループホームには余り合わないようなつくり方で、町のほうでそういうふうにつくって、それで生きいきの里に運営をといるのを引き受けているし、2階ですので、やっぱり火事があったとき、あそこは夜勤、宿直等、隣に障害者のほうのグループホームがあるので、そこに人がいるので、何かのときには、ほかのグループホームよりは人手はあるんですけども、やっぱり不安だなと。職員も夜間不安というのは言っていますので、そういうことを考えたときに、来年度にはなるとかという、そういうような予定にはなっているんですね。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 先ほど言いましたように、グループホームに対して意向調査をうちのほうで行いました。その結果、和につきましては平成23年4月、それから生きいきの里については平成23年度に整備したいというふうなことを、うちのほうで把握してございます。

以上でございます。

○早乙女委員 わかりました。

○金子委員長 ほかに。

松原委員。

○松原委員 51ページなんですけど、シルバー人材センターの職員1人減になったということは、これは指定管理者等の成果によるものなのかどうか伺います。

それから、社会福祉施設の中で、実態が私ばかりじゃないので伺いますが、若葉荘解体ということなんですけど、この若葉荘というの解体して、その後、再生というんですか、そういうことがなくて全く解体で終わってしまうものなのでしょうか、この運営状況もわからないので、あわせてお聞かせください。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 まず、シルバー人材センター、1項6目の高齢者能力活用支援事業の件だと思うんですけども、これにつきましては、シルバー人材センターには市の職員、前年度は3人ほど派遣をされておりました。前年度は参事級、それから課長級、補佐級の3人でした。それに対してそれと比較して1名減と言ったんですけども、平成20年度につきましては、課長級と主幹級、2人の派遣というふうになったものですから1名減というふうなことでございます。それによる減となっております。市の職員の派遣が1人減ったというふうなことでございます。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 もう一つ、まだ……

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 若葉荘につきましては、建物を新築したのが昭和48年、昭和48年に建てられた建物ということで、経過的に36年がたっております。相当老朽化が進んでいるということでございます。それで実際、この利用なんですけれども、主にはおふろに入って、個人的に利用している方が1日15人程度いらっしゃいます。これにつきましては、経過的に、徐々に利用人数も一時期に比べかなり減ってきてはおります。

そういった意味で、この老人憩いの家は、鍋掛荘老人憩いの家、これを一応廃止して取り壊したというような経緯がございます。そういった意味で、この老人憩いの家に関しましては、憩いの家としての役割というのをもう果たしたのではないかと見まして、これは集中行改革プランの中でも廃止するというようなことになったものですから、それに基づきまして、老人憩いの家若葉荘、それからあと島方荘については元気アップを残して、憩いの家のほうは廃止するというよう

うな形で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 最初のシルバー人材センターの職員1人減というのは、今お話を聞くと、課長と主幹クラスを送ったので1人減らしたというふうに聞いたんですが、減らしたことによって、シルバー人材センター全体の運営と市との直結のラインの中では問題がないというふうな解釈でいいんですか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 事務局長が退職したということがあったものですから、その後任に、ベテランの行政にも精通した方が事務局長として、一応臨時という形なんですけれども入っております。それとあと、課長級がシルバー人材センターに入っておりますので、そういった意味では、それから西那須野に主幹級の職員が入ったということなものですから、私のほうでは意思疎通はしっかり図られているというふうには思っております。

以上でございます。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 若葉荘、それから島方荘、これらについては今までの利用者、あるいは周辺の方の意見等も聞いて解体については何ら抵抗はないというか、鍋掛も取り壊したという経過の中で、自然に終了していくと、そういうことでの解体だと、こういう発展的解消というんですか、そういう解釈をしてよろしいんでしょうか。

○金子委員長 鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 若葉荘につきましては、実際、平成6年でしたか、そこに陶芸の作業所、附属施設があるんですけれども、これをつくりました。それとあとあそこに宝石研磨ということで、石の研磨の作業所がございます。これについては現在、

市のほうとしても高齢者の趣味の教室の事業を展開している関係もございますので、この2つの施設は残して、本体の若葉荘につきましては1日15人程度の利用だということがございますので、それについて、これを残していくというようなことは、今の段階では難しいというふうに考えておりますので、これを廃止したいというふうに考えております。

以上でございます。

○松原委員 わかりました。

○金子委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

○岡本委員 もう既に説明を受けた部分かもしれないですけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

50ページです。

高齢者福祉費、自立対策生活支援事業の扶助費、各給付券、給付がされているわけなんですけれども、例えばタクシー、理美容、はり・きゅう、おむつ、日常生活用具ということなんですけれども、この利用のされ方、例えば券が発行されて、そこに利用するときには利用日と、あと記名式なのか、またそれは年間何枚とかというふうに給付されるんだと思うんですけれども、これは余ってしまった場合、精算されるのか。

また、給付した人がどの程度利用しているのかという部分は把握されているのかを教えてください。

○金子委員長 鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 まず、4月1日から利用する形になりますので、そういった意味で3月下旬には、私のほうで4月1日から使えるように、外出支援タクシー券、それから紙おむつ券等につきまして、これは3月下旬から広報等で周知しまして、一応市役所、支所等で交付すると。例えば外出支

援タクシー券につきましては年間48枚を、4月1日から使う方の場合には48枚をまとめて交付する。それから紙おむつ券に関しても、5,000円、1,000円券を5枚を、まとめて12月分、その月に交付させていただく。そして例えば6月に申請になったといった場合には6月から、それから8月に申請になった場合には8月から使えるという形になります。

それで最終的に残った方はどうするんだという話なんですけれども、それについては、基本的に、中に3月に入って、もう改めて新しい交付券を差し上げるときに、これは余ったんだけど返すよという形で持ってきていただければ、そういった方もあります。あとはご自分で、実際には、これは日付が入っていますので翌年度はもう使えないことになっていますので、その辺のところがありますから、その年度中に使い切らなければ使えないというシステムになってございますので、そんなことでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 そうすると、じゃ、給付は受けていても余り使わないという人が、何回も何回も、毎年毎年申請して、受給しているということもあるということですか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 中にはタクシー券を使ったんですけれども、通院に使うとか、そういったような形が多いかと思うんですけれども、中には天気がいい日にはなるべく自分で歩いていきたいとか、行ける方はそんな形で話を聞いています。だから、なるべく自分の生活と体の状況に合わせて、上手にタクシー券を使っているんだという話も聞いておりますので、そこはそれぞれの利用者の方の使い勝手の中でやっていっているのかなというふう

に思っております。

以上でございます。

○岡本委員 記名式ではないですよね。

○鮎瀬高齢福祉課長 記名じゃないです。ただ、番号は入っていますので、その番号が私のほうに最終的にタクシー会社を通して、うちのほうにそのチケットが戻ってきます。それで把握はできるという形になっています。名前は書いてございません。

○金子委員長 ほかにありませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 確認なんですけれども、50ページの中には、支給用指定ごみ袋の配布なんですけど、もう一回、確認で、どのように配布されるのかお聞きしたいと思います。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 ごみ袋につきましては、私のほうで、まず広報で周知するというようなこととあわせて、それと主に紙おむつをお使いになっている方は当然、介護が必要だということなので、今月中に介護支援専門員の方、会議があるんですけども、2カ月に一遍やっているんですけども、その中でケアマネジャーに、こういったようなことがあるんだよというふうなことで周知の徹底を図りたい。

それと地域包括支援センター連絡協議会調整会議、これを毎月やっているんですけども、この中でもこれの説明をさせていただきたいというふうなことを進めて、いろいろ周知を図る中で上手に利用していただくように進めたいと、繰り返しこの辺はやっていきたいと。

そして、4月の中旬から、うちのほうでもこれに関しては社会福祉課と連携をとりまして、あわせて指定ごみ袋の支給をやっていききたいというふうな考えてございます。

以上でございます。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それを配布する場合、袋はどういうふうというか、1カ月に何枚なのかという部分的な細かいところはどうなんですか、年間に何枚とかという形になるのか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 指定ごみ袋1人60枚を使用するだろうというように見込みまして、その分だけ現物で渡したいというふうに考えてございます。

○鈴木委員 では、周知のほう、しっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○金子委員長 ほかにありませんか。

岡本委員。

○岡本委員 今、鈴木委員の関連なんですけれども、この紙おむつ券とセットになってということですか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 来年はセットでできるかと思っています。予算の絡みで、今回これは新年度の予算でとっているものですから、なるべく4月に入って早いうちに配りたいという思いであります。そういう意味で、できたら一番いいのは、紙おむつ券を差し上げるのとあわせてやれば一番いいんですけれども、それはちょっとできないかなと考えておりますので、4月に入って、なるべく早いうちに差し上げたいと思います。

以上です。

○金子委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○金子委員長 ないようなので、審査を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打

ち切ります。

討論ございますか。

早乙女委員。

○早乙女委員 指定ごみ袋、4月中旬からということで、18日のケアマネ協議会の中で徹底するんだと思うんですけども、紙おむつ給付の申請をするときに、ケアマネが代行するとか、あと介護保険の該当でないというより、介護保険を使っていない方なんかは地域包括のほうから徹底するということになるんだと思うんですけども、その辺のところをきちんと徹底していただくことを1つつけ加えること。

あと、元気アップデイ、生きがいサロン、街中サロンという高齢者に対するちょっと似たようなサービスがそれぞれあって、その辺のところの位置づけをきちんと今後することをお願いして、そして福祉サービス、次から次から制度が変わっていくことに伴って、それを補うような市のほうの施策を立てなければならないということで、きめ細やかな施策展開をしていくことをお願いして賛成いたします。

○金子委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。



◇

◎議案第18号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○金子委員長 次に移ります。

議案第18号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

○鮎瀬高齢福祉課長 (議案第18号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりましたが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○金子委員長 それでは、休憩前に戻ります。

執行部からの説明が終わりましたので、各委員から質問をお受けいたします。

質問ありませんか。

どうぞ、植木委員。

○植木委員 160ページなんですけど、真ん中あたり、3款の地域支援事業費というところ、2項2目総合相談事業費ということで計上があると思うんですけど、本当に初歩的で簡単なことですけども、社会福祉士がこの相談を行うというふうな説明が多分あったと思うんですけど、市では何人ぐらい、この社会福祉士をこの相談で利用しているのか。またどこで、相談の範囲はどのような範囲までされているのか、簡単なことなんですけどお伺いしたいと思います。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 これは地域包括支援センターで行う総合相談支援事業ということで、この地域

包括支援センターに3職種が張りついています。その中の1人として社会福祉士が張りついているというふうなことでございます。

実質、高齢者人口に応じて兼務というようなことも可能というようなことなものですから、7.5人分、その社会福祉士の費用の計上でございます。

それで、この相談に関しまして、地域包括支援センターというのは、制度が介護保険ができたということで、今、地域支援事業費ができたということなんですけれども、実際、地域における総合相談といたしまして、医療を含めて福祉、保健、それから介護、それに関しての総合的な何でも相談になってくるわけなんですけれども、基本的に福祉事務所があるんですけども、実際その福祉事務所、それを地域に張りつけたというふうに私のほうでは認識してございます。したがって、当然、介護保険に関する相談もありますし、それから虐待に関する相談もありますし、それから介護保険外の福祉サービスに関する相談もありますし、逆に先ほど言いました紙おむつの件の相談、そういったものも含めると。基本的には高齢者の方がずっと、いつまでも自分が住みなれた地域で、ずっと生活し続ける、そういったようなことを切れ目なく、うちのほうでも支援したいというようなこと、そういった意味で、この総合相談支援事業をやっていきたいというふうなことを、うちのほうの中としては考えております。

以上でございます。

○金子委員長 植木委員。

○植木委員 地域包括支援センターの中に、総合相談所として開設していると。これについては常駐なんですか、時間も何時から何時ぐらいまでとか、また、いつでも出かけていっていいのかどうか、曜日によってしか開設していないのか、その辺も

ちょっとお聞かせいただきたいと思います。主にどのような相談が多いのか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 これにつきましては、それぞれ9カ所の地域包括支援センターがございます。それは当然常勤ということで、8時半から5時まで相談受付の窓口をあけているということで、どなたが相談に行っても、また電話相談でも、それから逆に今までなかなか地域包括支援センターというような名前が、18年度にできた制度なものですから地域に定着していないということで、逆に包括支援センターのほうから打って出て訪問活動を展開するというようなことを、ずっと今展開してきてございます。

そういった意味で、地域にあるワンストップの相談所、そういうふうな、うちのほうはやってきたいというふうな考えでございます。

相談内容につきましては、主に介護予防に関する相談、それからあと介護保険に関する相談、そういったものが大体ほとんどのような状況でございます。

以上でございます。

○植木委員 ありがとうございます。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 余りよくわけがわからないで質問するようすけれども、滞納繰越があつて、これは大体歳入で見れば、1款1項1目で見れば特別徴収保険料の1%ぐらいなのかという部分はあるんですけれども、それに対して156ページの賦課徴収、そして督促または催告しているわけだと思うんですけれども、全体の滞納とか、また徴収の仕方、そういったものをちょっともう少し……、総務委員会なんですか、これは。

○平山保健福祉部長 保険料の徴収関係、課税と収税のほうでやるものですから……

○岡本委員 滞納額もそつち……

○平山保健福祉部長 そうです。

○岡本委員 ここで言う156ページの督促、催告に関しては聞いてもらいたい。それも向こうですか。

○平山保健福祉部長 徴収費は、すべて総務です。

○岡本委員 わかりました。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 同じ話なので、ただ、このまま質問したいので、111ページの歳入のところ、今、岡本委員も言っていましたが、特別徴収の保険料については100%天引きだから100%だったんですね。普通徴収の保険料の10%に相当するのが滞納繰越になっているのかなど。この動きはどうなのかといったんだけど、それも総務だと言えば、それはそうなんです、傾向として、これは介護保険制度を担当する部署としては、これらの見通しというか、その中身については、おおむねは把握しているだろうと思いますが。

だから、問題は普通徴収なんです。難しいければ結構でございます。わかるならば……

○金子委員長 わかる範囲内で。

○塩水高齢福祉課介護管理係長 一応、収税のほうから、例月の収納結果、各税目のが回ってくるんですけれども、それを見ている限りでは、このところ普通徴収については、前年対比で減少している傾向が何カ月か続いてはおります。

数字的なことははっきり出ないんですけれども、資料が手元にないものですから、お話しできなくて申しわけないんですけれども。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 わかりました。感想だけ述べます。確かにそういう傾向なのか。介護保険というのは、これはもう今は健康でも、いずれはそういう時代なので、年金のときには年金天引きだから、そういう人から言えば100%徴収されてしまう。

だけれども、今はそうではないから知らんぷりもしちゃうかということになると、相互扶助の精神がなくなってしまうのかなど、そんな気がするものですから、ちょっと意見も添えて終わります。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 先ほどちょっとあいまいなご答弁があったので確認なんですけれども、地域包括支援センターが9カ所あってということで、先ほど相談事業のところ、社会福祉士というのは常勤でと言ったんだけど、兼務でオーケーということなので、9人が全部それを仕事にしているということではないということですよ、そうですね、さっき9カ所あって常勤でと言うけれども、兼務はオーケーですよ。そうでなかったら、小さいところなんて1人雇えないですから、常勤であっても兼務がオーケーだということなので、ほかの本体のほうの仕事をやっている人がいるという中で社会福祉士なんですけれども、このところ地域包括支援センター、いろいろなところを見ていると。社会福祉士、なかなか勤めてくれる人がいない、すぐやめてしまう、相談事業を受けるのにしては、やっぱり若いお嬢さんであったりということで、なかなか経験を積んでいかれないという、専門職でありながら安い給料だから、なかなか勤めてもらえる人も少なく、いい人を雇おうと思うことも困難だというのが、地域包括支援センターの、それは別に社会福祉士だけではなくて、看護師もそうだし、ケアマネもそんな中、個人の努力で、本人の努力でなっていて、本体のほうには経費が持ち出しになっているからということで、いつも肩身の狭い思いをしながら仕事をしている人たちですので、是非その辺のところの運営状況というのは、ただ3職種いますというだけでなく、きちんとした質の担保がとれている人たちがいるのかという部分のところの点検をして

いただきたいと思います。

この辺のところの離職率で、問題がありそうな地域包括ではないですが、と一ど人がやめてしまう、3職種が次から次から、安定したところはどう顔見知りの人がずっといるので、そこは制度が蓄積していると思うんですけれども、やめてしまうというところはありませんか。メンバーがと一ど変わってしまう。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 と一ど変わっているというようなどころのお話なんですけれども、最近では、板室包括1カ所だけお2人やめたところがあります。

○早乙女委員 そうすると、なかなか困難な事例を、受けるのが困難、それで黒磯は7カ所あって1カ所はやめてしまったので、1つの事業所が2つを見ているというような状態になっているんですけれども、西那須野はあれだけ多くて2カ所の地域包括しかない、黒磯は6カ所あって、西那須野は2カ所、塩原は1カ所でも何とかなるんだと思うんですけれども、そのときの西那須野を2つの地域包括で補うという部分のところというのが、実際に大丈夫なんでしょうか。問題は起きていないというよりも、間に合っているということですか。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 確かに西那須野につきましては東部と西部、2カ所なんですけれども、高齢者数が若干違いはあると思うんですけれども、今のところ業務がアップアップしたとか、それからこの辺で不足しているんだというようなところは、ちょっと私のほうでも把握は今のところしてございません。そういう話は聞いていないというふうなことでございます。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 ただ、私なんかは地域包括と連携し

てやらなければならないということをしているので、西那須野も黒磯も、塩原のほうはちょっと状況は私も把握まではしていないんですけども、地域包括支援センターが予防給付のほうに振り回されて、本来の役割というのは、やっぱりちょっとまだ期待されるころまでは行っていないのではないかなというふうに、実際にあてにできるまで行っていないというのが現状だということで、ぜひ、その辺のところは、市のほうでもバックアップをしていただきたいということが1つ。

それとこの予算のところで見ましたら、高齢者人口がふえてくるので、要介護状態になっていく人もふえていくので、それで認定数もふえるだろうし、給付額もふえていくということで全部増額になっているということで、一般質問のところの答弁で、認定ソフトが軽く出るのはないかというふうに言ったときに、それは認定審査会のところできちんと見るというふうにはっきりおっしゃってくださったので、実際に認定が軽くなって、今の生活が成り立たなくなるということは、那須塩原は避けられるというふうな認識を持ってよろしいですか、この予算から考えても。

○金子委員長 課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 それにつきましては、那須塩原方式というわけではないんですけども、私のほうでも適切、適正に認定審査の判定、それを対象者、申請者の方の状況を心身の状況に応じてしっかりと進めたいというふうに考えてございます。それは別に変わるわけでも何でもないというようなことで、今後ともやっていきたいというふうなことで進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 認定調査委員のテキストももう案ですけども、出ていると思うんですね。それに従

って、認定審査会なんかのところでも、実際にどういう状態の人が自立で、どういう人が見守りだというようなものがやり始まっていると思うんです、その勉強会を。

そうしたときに、やっぱり、ひざに手を当てて何とか動くというのは、今まで見守りとか一時介助とかということだったのが、それはもう自立となくなってしまうとか、明らかにもうテキスト自体が軽く、今まではそれは見守りになっていたのが自立とするといったら、もう完全に軽くなるというのがもう歴然と、その調査委員のテキストからはわかるんですね。その辺のところがちやんとなさることができますか、私、心配なんですけれども。

○金子委員長 鮎瀬課長。

○鮎瀬高齢福祉課長 確かに項目が減ったということで、項目が減れば、その有無についての時間、それから特記事項等が減るのかなとは思いますが、ただ、それにつきましては、主治医意見書、それから調査書等の、主治医意見書等に読み取れる、読み込めるというようなところもあるのかなと思います。そういった意味で、この部分ではこうだ、この部分ではこうだ、それで要介護が決定的にこれだというふうな形の審査の内容ではなくて、トータル的に総合的に、みんなそういうのを出した上で総合的に、これは要介護度がこの人の状況にとってこうだというふうな形で、今の審査会というのは進んでございます。そういった意味で、トータル的にその人にとっての中身についての判定が出るのかなと、審査会の中では出るのかなというふうに私どもでは考えてございます。

以上でございます。

○金子委員長 ほかに質問はありませんか。

[発言する人なし]

○金子委員長 ないようなので、審査を打ち切りた

いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第18号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

どうもご苦労さんでした。

暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○金子委員長 それでは、休憩前に戻ります。

保健担当のほうで、ご苦労さんです。よろしくお願います。

それでは、議案第14号 平成21年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

齋藤課長。

○齋藤保健課長 (議案第14号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりましたが、ここで昼食のため休憩といたします。

1時に再開する予定です。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時57分

○金子委員長 それでは、休憩前に戻ります。

先ほど執行部より説明が終わりましたので、各委員から質問をお受けいたします。

松原委員。

○松原委員 52ページですね。この52ページの工事請負費の中で、可燃性天然ガス安全対策費ということで、1,600万を見ているわけですが、これは温泉くみ上げと同時に出てくる可燃性の天然ガスということによろしいのでしょうか。

○金子委員長 齋藤課長。

○齋藤保健課長 健康長寿センターの温泉、1,500m掘削してあるわけなんですけど、一緒にメタンガス、可燃性ガスが出るということで、前に東京で事件が起きたガス爆発事故を受けまして、温泉法の改正がありました。ガスが出るところについては、爆発の防止対策をなささいということで法律が変わったものですから、一回タンクでお湯をためたときに出てくるガスを空气中に排出するような形、それでまたほかにガスがたまらないような工事をするという内容でございます。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 だとすると、可燃性ですから、これらについて天然資源という角度から、これを有効活用するかというようなことも研究をしてみてもいいかと思うんですけども。

実際に、前の長寿センターのボイラー用の燃料等で1,400万程度の経費を見ているわけですね。だったら、このメタンガスがそういうことで排出されているとすれば、そうした勉強会とか、研究とか、あるいはまた前向きな取り組みに

についても考えてみる必要があるのかなと思うんですが、そういったことについての検討というか、協議というか、考え方は今のところどうなんですか。

○金子委員長 齋藤課長。

○齋藤保健課長 一応そういうことも、燃えるんで燃料にできないかということをちょっと中でも話し合うことはあるんですが、量的に少ないということで。それを利用するにはちょっと量が少なくってということで、ちょっと難しいという形が現在のところなんです。

○金子委員長 松原委員。

○松原委員 これは今初めて聞いた可燃性天然資源なんで、ひとつそんなことも。やはりその有効活用の道を常に検討していくというか、前向きにとらえていくという姿勢も大事なことなのかなと。遺言……。そうなりません。

○金子委員長 齋藤課長。

○齋藤保健課長 ありがとうございます。そういったせっかくの資源ですので、何かそういう有効利用ができればということは研究していきたいと思えます。ありがとうございます。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 じゃ、ただいまの遺言を引き継ぎまして、5ページ、歳入の中の関連する施設の社会福祉施設使用料の中の健康長寿センター長寿の湯使用料の本年度の利用者数。金額は出ているんですが、数のほうをわかっていたらお知らせください。

それと、続きまして、58ページの1項1目、保健衛生事務推進費（201事業）の中の負担金、真ん中あたりの先ほどご説明ありました病院群輪番制病院施設整備、内容をお知らせいただきましたが、467万1,000円計上されておりますが、これは負担金の範囲でこの2施設、病院の施設整備はこの補助金だけで賄えるのか、それとも一部負担し

てやるという内容なのか、その中身をお聞かせください。

それともう1点、60ページ、1項2目予防費の中の健康づくり推進事業の中の委託料、30歳・35歳メタボ予防健診の委託料がありますが、これは特定健診に該当するのかなと思うんですけれども、今年度の健診の受診率をお聞かせください。

それと、隣の61ページの1項3目母子衛生費の中の扶助費の中の不妊治療助成、これの今年度の実績ですね。人数、金額、これがわかっていたらお知らせください。

以上です。

○金子委員長 齋藤課長。

○齋藤保健課長 長寿センターの長寿の湯使用料の使用状況なんですけど、2月末現在ですけれども、利用者数が10万647人という現在のところですよ。

この病院群輪番制の整備事業なんですけど、こちらにつきましては、設備について県単補助が3分の2でございます。それについては広域行政のほうで事業は所管しているんですが、この残り3分の1について、広域のほうで負担するというところで、その広域分を構成市町である那須町、大田原市、那須塩原市という3つで案分して負担するという内容でございます。その那須塩原市の分を今回計上してございます。

〔「メタボのことね」と言う人あり〕

○齋藤保健課長 30歳・35歳のメタボ健診ですが、これは特定健診ではなくて、30歳、35歳の方を対象に、この年齢の方をターゲットにメタボ予防健診という、前から少し始まっていたものでございます。

それから、特定健診の受診率ですが、1月末現在で、男女合わせて34.3%というのが現状でございます。

不妊治療ですが、現在のところ35件の方に助成

しております。

○磯飛委員 金額はちょっとわからないんでしょうか。

○齋藤保健課長 金額、ちょっと途中でまだ……。はっきりしてございませんので、申しわけありません。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 じゃ順次、再質問をいたします。

5ページの健康長寿センターの利用者数が10万人を超えているということで、予想以上に多いので、ちょっとびっくりしている中で、前年にもお尋ねしたと思うんですが、その利用者の中で、市営バスではないんですけれども、一部バスが運行されて、送り迎えというんですか、それを実施されて、利用者は大変利便性があるということで、好評を得ているんですけれども、21年度のそのバスの運行はやるのかどうか、まずお聞かせください。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 一応予定どおり、今までどおり引き続き実施する予定でございます。

一応前に2台で運行していたんですが、1台老朽化したということで、1台廃止をしておりますけれども、乗られる方の要望等をいろいろお聞きしまして、適切なルート等を日数等を見まして、1台になっても支障なく運行しております。

以上です。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 遠隔地というんですか、遠い地区の方、利用者も多いようで、利便性を確保する意味で、ぜひ今後も運行のほうをお願いしたいと思います。

それと、60ページの30歳・35歳のメタボ予防健診についてお尋ねしたところ、ちょっと私が勘違いしていた部分もありまして、その中で、特定健

診の受診率が34.3%という。1月末なんですけれども、まだ……。初年度の事業としてはしようがないのかもわかりませんが、当初の計画としては何%ぐらいを見込んで計画を立てていたんでしょうか。

○金子委員長 佐藤課長補佐。

○佐藤保健課長補佐 20年度の特定健診の目標率につきましては、37%を目標にしております。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 じゃ当初の目標にほぼ近い数字になっているという。

○佐藤保健課長補佐 そうですね、まだ2月、3月分がちょっとどのくらい出るかわかりませんが、若干下回るかもしれませんけれども、ほぼ達成かなというふうに思っております。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 わかりました。

やはり予防につながることで、予防というまでもなく、医療費の軽減に、低減につながることで、さらに周知のほうをご努力を要望して、終わります。

○金子委員長 ほかに質問ありませんか。

早乙女委員。

○早乙女委員 60ページのところで、予防接種事業で、ここに予防接種、三種混合からインフルエンザまで混在して挙げてあると思うんですけれども、この辺のほうで、予防接種として、やはりその病気自体を根絶するために必ず徹底しなければいけないものと、徹底したからといってどうこうなるものでない予防接種とここにまざっていると思うんですけれども、その予防接種のあり方みたいな部分、平山議員がインフルエンザの助成をということで大分質問をなさっていたと思うんですけれども、この予防接種の市が行う助成をするという部分のところへの考え方というのは、明快なもの

というのは持っているのでしょうか。

○金子委員長 齋藤課長。

○齋藤保健課長 一応実施しなければならない定期接種、これについては当然ながらまず優先ということで、あとそれ以外の任意的なものがございすけれども、それについては、ある程度その副反応、副作用といいますか、そういったもの、それから国のほうで一時定期に考えていましたけれども、問題があるということで、それから外したものの、そういったものについては安全面とかを調べながら、これなら安全であるというものであれば、今後上げていくということはありませんけれども、その安全面を考えながら、あと必要なものについては考えていくというようなことでございます。

予算は、定期のものを優先するという考えでいきます。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 私なんか子どもを育てるときには、結構インフルエンザでの障害が、副作用が出て障害を持ってしまったというお子さんたちが出たという時代だったので、インフルエンザの予防接種をしたからどうのこうのという部分のところではなく、ある意味、子どもたちに予防接種を義務化、あの時代、集団接種することによって社会を守るという発想だったみたいなんですけれども、今でもインフルエンザ自体の効果という部分のところを考えると、予防接種をしたからどうのこうのということではないというふうに私なんかは思っているんですけれども、でもやはり社会的には、インフルエンザの予防接種をすれば、何か防げるみたいな、そんな錯覚をしている時代になってきているなといったときに、今、インフルエンザの予防接種をしたために、副作用で障害を持たれたとか、結構アレルギー体質の子どもさんたち、危ない場合が多いんで、そういうような部分

の因果関係のところというのは、きちんと行政としてはつかまえているものなんですか。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 一応国のほうから出てきますいろいろな指針等を常にチェックしておりまして、安全なものを安全に実施するというで考えておりますけれども。

定期以外のものを、もし市で勧奨じゃないんですけれども、そういった方向になった場合には、そういった健康被害に対する補償制度といいますか、そういったものも市で考えなければならないということもありますので、一応まず安全面を優先しながら考えているのが現状でございます。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 お願いなんですけれども、市が余りにも勧めるためにということで、それによって障害を持つというようなことが起きるという危険性もある。予防接種の中では、そういう意味ではリスクを伴うというものですので、その辺のところを市が勧めているから安全だという錯覚を起こさせないような、危ないもの等もあるんだという部分の上で、納得してどちらを……。それよりもインフルエンザにかからないものをとるのか、お子さんによっては避けたほうがいいお子さんもいらっしゃると思いますので、その辺の情報というものはきちんとつかまえおいて、情報提供をしていただくということをお願いします。

それとあと、フッ素の……。これもこんなに歯科医師会のほうでフッ素塗布を勧めるという時代になると私も思わなかったんですけれども、もう予算計上もされるような時代になって、やはりフッ素塗布ということの効果というものがどれほどあるものかと。もう業界から言わせると効果があるからというので、こういうふうな時代になってきたんだとは思いますが、本当にそうか



なという、常に検証はしておいていただきたいなというふうに思います。

それとあと、61ページのところのこども医療費の助成のところ、ここまできたら、もう子どもの医療費は無料にするのかなというふうな、国のほうも政策的にするのかなと。昔、妊産婦医療費無料とか、あと高齢者の医療費無料とかというふうに制度的にしていきながら、がんとそれを廃止とかとあって、もう何か行政で進めていったなと思って、そういうものだと思っていると、途中で財政的なものか何かで引き戻すということ等々をやるものですから、この辺のこども医療費の助成という方向は、国はどのような方向に向かおうとしているかというのは視野に入れているんですか。この国は無料に向かおうとしているんですかね。

○金子委員長 齋藤課長。

○齋藤保健課長 こども医療費等につきましては、特段国からのほうは情報ありません。ただ、県のほうで、今こども医療費の枠の拡大というのが検討されているように聞いておりますけれども、全額県のほうで負担するのではなくて、県のほうで拡大しても、市のほうの負担が求められるということはありませんで、始まるとすれば、各市町にアンケートなり、その確認等、実施できるかどうかという意見は求められると思いますので、その辺見きわめながら考えていきたいと思っております。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 住む場所によって、妊産婦医療費の助成もそうなんですけれども、子どもの医療費もそうなんですけれども、同じ日本に住んでいながら、安全に出産するとか子どもを育てるといった部分のところ、市町村によって違いがあるという、こういうようなものをそれぞれの地方自治体のところの横のところでは、どこに住んでいても安全

な医療が受けられるとか、どこに住んでいても安心した出産ができるというような部分が自治体間格差でいいのかなというふうに思うんですけども、この辺のところの論議というのは、それぞれの市町村とかでというのは出ないものですか。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 担当課長等の会議とかにおいては、そういう話は出ます。ただ、一応県内でなるだけ同じくしたいなという考えはそれぞれ持っているんですが、それぞれ自治体の考え等もございまして、なかなか難しいかなと思っています。

隣の県等で広がったというような場合なんかは、かなり近くの市町の場合なんかは意識しておりますし、なるだけなら同じものがないではないかとは思っていますけれども、予算の面とかもございまして、現実にはなかなか横に並んでいかないというのが現実です。

○金子委員長 はい、どうぞ。

○早乙女委員 最後です。

妊産婦、安全に出産をするとか、子どもの医療という部分のところ、どうしても政治的に……。要するに、うちのまちはというように、首長なりなんなりが政策的に選挙直前になって回数をふやすとか、そういうようなことで翻弄されるということではなくて、安全な出産とか安全な子育ての中の医療という位置づけというようなものをぜひ常にお忘れにならないような行政を行っていただきたいなというふうに思いますので、これは要望です。

○金子委員長 ほかにありませんか。

岡本委員。

○岡本委員 先ほどの早乙女委員の予防接種の部分のちょっと関連なんですけれども、先月、健康づくり推進協議会があったと思うんですが、あのときにドクターが脳性麻痺か何かの予防接種し

て……。

〔「ヒブワクチン」と言う人あり〕

○岡本委員 ヒブワクチンの話を大分提言されておりましたけれども、例えばここに計上してある予防接種ですと、三種混合とか日本脳炎、破傷風・ジフテリア、麻疹風疹混合、BCG、インフルエンザとかとありますけれども、長年このままできているんでしょうけれども、これは国で、何ですか、これをということで定めてきているものだと思うんですね。そこで、脳性麻痺のはまだ認可されていないということだと思うんですけども、市として、じゃ例えば助成をすとか何かという考えというのは持てないんですかね。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 ヒブワクチン、今、乳幼児ですか、長野のほうにかかるということで情報は得たんですけども、大変……。定期接種の項目には今まではやはり載っていないということで、最近国内でも一部話題にはなり始まっておりますけれども、まだその定期まではいっていないということ。

それから、資金的な助成ですね、接種の助成をすところが幾つか出てきたという段階です。まだその安全面といいますか、それから対象児がどれくらいいるのかということも、最近ふいに出てきた話ですので、情報等もまだ少ないので、現在のところ研究中というような段階です。ただ、これは国のほうで定期に上がってくればもちろんあれなんですけれども。

また、まだ数が少ないということで、ワクチンも国内ではなくて外国からの輸入ということで、輸入量も少ないということで、今のところ1年待ちというような状況もあるそうですので、そういったもの、需要と供給のバランスということもありますし、それが果たして安全なのか、対象児が少ないのにたくさん受けて、逆に副反応等で障害

ということも考えられますので、そういったことも含めて調べていく段階です。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 これに関しては、国の動向も見きわめながらということになると思いますけれども、今、先行してやっている自治体もあるようではありますので、積極的に調査研究を進めていただきたいと思います。

あともう1点お伺いしたいのは、55ページの3款2項6目、ひとり親家庭医療費助成で4,400万なんですけれども、ひとり親ですから、母子家庭じゃない。父子家庭も入っているわけですね。対象になっているのが何件あって、そのうち男女比というの、こんなの聞いちゃまずいんですけど。

〔「とりあえず聞け」「いいんじゃないか」と言う人あり〕

○岡本委員 その男女比率を聞きたいのは、あと例えば男性の場合、思い切り所得があるような人がいたりする場合は対象外になると思うんですけども、幾らぐらいの所得が基準になっているのか、男女差があるのかを教えてください。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 ひとり親ということで、前は母子医療というようなことで表現しておりましたけれども、今はひとり親になっております。ということで、ひとり親家庭の父または母それから児童、子どもも入りますね。その方が対象ということで、県の2分の1補助事業になっております。

実績なんですけど、19年度ですと、ひとり親は1,182世帯、2,644人が対象になっております。

父親の場合ですと、所得に応じ制限があるということで、大体男性の場合は所得が一般的に高額になるので、大体父親の場合は、かなりの方は対象から外れてきちゃっているのが現状です。

男女別の……。ちょっと今手元に資料がないん

で、後でご返事したいと思いますのですが、そういうことで、かなり男性は少ないというのが現実です。父親のほうは。

○岡本委員 いないからデータがないんですか。

○齋藤保健課長 いや、おります。

○金子委員長 岡本委員。

○岡本委員 そうすると、男性と女性とでその所得の基準は違っているということなんですか。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 男女で変わっているんじゃないくて、男性の場合、一般的に所得が多いので、大体所得の制限にかかってしまうということで、父親の場合は外れてくるのが多いということです。

○岡本委員 男性でも女性でも、その基準額は同じということですね。

○齋藤保健課長 基準額は同じ。

あと、ちょっと地区は違うんですが、ちょっと前の地区データですけども、西那須野地区だけがございませぬ。このときは16年度末ですが、父子家庭が16人、5世帯、母子家庭が752名、343世帯ということで、ちょっと一部地区ですが、ちょっとデータも古いんですが、比率的にはこの程度。圧倒的に男性が少ないのが現実です。

男性の場合は、何ですか、家庭内の子どもの介護的な援助といいますか、金銭よりもそちらのほう一般的なには要求されているのが現実でございます。

○金子委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど52ページの可燃性天然ガス安全対策のほうでお聞きしたと思うんですが、その辺に関連しているんですが、工事するとしたらば、いつごろを予定しているのかという、今現状わかるのでしょうかということがまず1点。

○金子委員長 菊地所長。

○菊地黒磯保健センター所長 法改正によりまして、来年の3月31日までにやらなくちゃなりません。現在はというふうにしたらいのかということ、今、内容を詰めているところなんですけれども、県のほうにもちょっと相談している部分もあるんですけども、一斉に法律改正で、県のほうもちょっと忙しいみたいなんですけれども、とりあえず3月31日までには出口のところで基準値以下にしないといけないという工事をしなければなりません。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、工事期間というのは、当然1週間とか2週間とか1カ月とかという。

○金子委員長 所長。

○菊地黒磯保健センター所長 工事期間は、多分3カ月ぐらい見なければならぬかと思ひます。

というのは、温泉水にガスが含まれているわけですので、それを分離するセパレーターという機械を通すみたいなんですけれども、その機械がどうやら受注生産というようなことを聞いていますので、ということになると、3カ月工事期間をとっても、その部分、その期間全部休館にしないといけないということは多分ないとは思ひますけれども、とりあえず3カ月ぐらい見ないとならないんじゃないかというふうに、今、相談している業者には言われております。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、休館する可能性も高いということになってくるわけでしょうかね。

○金子委員長 はい。

○菊地黒磯保健センター所長 当然そのガスセパレーターは受注生産ですので、そのつくっている間はないと思ひますけれども、ちょっと具体的には何とも言えないんですけども、多分休館にしないといけない時期もあると思ひます。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃその分は周知徹底といいますかね。場合によってはという言い方になるけれども、話を聞く中では、黒磯なんかでは定期で通っている人もやはり中にいるというふうに僕も聞いていますので、そこら辺等よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと関連なんですけど、今までこの長寿センターを利用している中で、やはり高齢者が多分多いと思うんですけど、救急車で搬送といった事例が今まであったのかどうか。

またそれと、あった場合に、当然マニュアル的なものはあると思うんですけど、それほどのけがとかどうこうじゃないと思うんですけど、そういうもの。

1つは事例があったのかと、どういうふうに対処しているのかということをお聞きしたいと思います。

○金子委員長 所長。

○菊地黒磯保健センター所長 結構高齢者が多いので、中で気分が悪くなったというのは、年間に十数件は多分あると思ひます。

大体がお年寄りですので、長話をしながら入っている湯あたりが多いですね。平日ですと、保健師がいますので、保健師が呼ばれて大体対応していますけれども、現実に年間に何件か救急車騒ぎということもござひます。ことしも1月当初、あと昨年も1月、一番最初に救急車騒ぎをしておりますけれども、土曜、日曜、臨時職員だけで対応しているときについては、もう保健師はいませんので、状況によってはもう救急車を呼んでくれということで、そういう対応をしていますけれども、現実に救急車もあります。

○鈴木委員 わかりました。

○金子委員長 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ほかになれば、審査を打ち切りたいと思ひますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

○金子委員長 討論ござひますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思ひますが、ご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり承認することにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

どうもありがとうございました。



#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 次に、議案第15号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

齋藤課長。

○齋藤保健課長 (議案第15号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりましたので、各委員より質問をお受けいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 141ページ、共同事業拠出金の中で、

1項3目の第三者行為損害賠償事務共同処理事務費拠出金ということですが、この第三者行為によってはほとんど徴収できているのかどうかというのが。また、金額もどのぐらいあるのかというのは把握しているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○金子委員長 佐藤課長補佐。

○佐藤保健課長補佐 第三者行為の共同処理事務につきましては、交通事故部分の医療費につきまして、国保連合会のほうに損害賠償請求の求償について委託しております。その事故の大きさにもよりますので、それから人身ということになりますので、その被害の度合い等にもよりますけれども、件数としては若干ふえつつございます。

額については、一応歳入のほうで見えております額が、求償の費用ということで、歳入では136ページのところで、一般と退職と分かれておりますが、一般で1,460万ほど、退職者の方で610万ほどの求償費用を見ているという。これを返してもらうということでございます。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 前年度の場合の金額からいって、回収はされているんですかと。ことしの予定はこうなんですけれども、前年度から見ると回収されているのかどうか。回収率というの。

○金子委員長 佐藤課長補佐。

○佐藤保健課長補佐 その事故を起こした方、加害者の場合もありますし、被害者の場合もありますけれども、そういう方々の任意保険を含めた保険への加入状況が大きく左右いたします。自賠責は必ずだれでも入っていなければいけないということなので、120万円までの補償はあるんですけれども、それを越えた分というのは、任意に入っていない場合は、もう自腹を切らなければならないわけですね。そういう場合はなかなか求償ができ

ないというのが現実です。

任意保険で、いろいろな生命保険会社に入っている部分については、当然その保険屋さんが入りますので、基本的には求償できるということになります。

○金子委員長 はい。

○鈴木委員 じゃ最後です。

過去5年間ぐらいのデータというものはあるんですか。金額が幾らぐらいになっているという。

○佐藤保健課長補佐 それはあります。今はちょっと持っていないですけれども。

○鈴木委員 おおむねどのぐらいになるのか、後で結構ですから。

○佐藤保健課長補佐 はい、わかりました。

○鈴木委員 いいです。

○金子委員長 ほかにありませんか。

岡本委員。

○岡本委員 それでは、141ページの8款2項1目保健衛生普及費、報償金で優良世帯記念品210万円があるんですけれども、この内容をちょっとご説明いただけますでしょうか。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 優良世帯記念品ですが、700世帯、大体実績がそれぐらいなんです、1世帯3,000円程度の。今までは3,000円のクオカードを記念品としてお贈りしております。

○岡本委員 結構です。

○金子委員長 ほかにありませんか。

早乙女委員。

○早乙女委員 138ページのところで、保険者レセプト管理システム用ということで、レセプトを紙ベースで管理していたものを、今度システムを変えるわけですが、どの程度まで管理できるシステムで、紙ベースと明らかにこういう部分が違うというのはどういう部分なのか、ちょっと具

体的に聞かせていただけないですか。

○金子委員長 佐藤課長補佐。

○佐藤保健課長補佐 国保連合会のほうで、レセプトについては、大きな病院はもう既に電算化されておりますので、データが来ておりますが、診療所についてははまだ紙でレセプトのほう为国保連合のほうに集まってくるんですけども、その紙のものを来年の4月診療分以降については国保連合会のほうでOCRで読み込んで、画像処理をしてこちらに送っていただくということになります。

このメリットなんですが、今はすべて国保連合会のから、月に20万件ぐらいのレセプトが紙で参ります。それを点検員さんが国保番号順に並べかえをして点検しているということになりますんで、その並びかえる手間が物すごい量になるわけです。これがデータ化されますと、クリックすれば並びかえられるということになりますんで、それだけでも物すごい効率化ができるということになります。

それから、その世帯ごとに毎月分類するんですけども、これがデータ化されますと、前の月、その前の月、その前の月というふうに縦覧で、その世帯というか、その人の受診状況が一見できることになりますんで、それはかなり点検する上でも効率化が図れるというふうに思っております。

以上です。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 あと142ページで、重複多受診者の訪問、看護師に行ってもらおうという部分のところ、ことしもこの事業を行うという。去年もあったと思うんですけども、この辺のところはどういうふうな指導ができましたか。

○金子委員長 佐藤課長補佐。

○佐藤保健課長補佐 主に薬の部分の……。重複多受診の方は、同じような薬、同じような目的の薬

を多数の病院、診療所からいただいて飲んでいるという危険があるものですから、その辺の指導を実施しております。

それから、同じような疾病で同じような診療科目に何軒もかかるということがありますんで、そういうものはやはり統一した診療を受けるようにということで指導をしているところです。

以上です。

○金子委員長 いいですか。

○早乙女委員 はい。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 138ページの先ほど早乙女委員のほうから質問ありましたレセプト管理の件について、関連して質問します。

電算化、システム化が、国保連合会のほうから今はペーパーで来ている中で、今後、国保連合会のほうでデータ化して、そのデータを送るということに変わってくるという説明を受けたんですが、その際、国保連合会に当然、残金というか、費用というか、データ化費用、これらは発生してくるものなのでしょうか。

○金子委員長 佐藤補佐。

○佐藤保健課長補佐 今のところ、1件当たり103円という形で国保連合会は示しておりますが、来年度につきましては、初めての事業ということなので、国保連合会のほうで、1年間についてはその費用については連合会で持ちますということで、来年度は発生しません。22年度から、一応今の予定では103円という予定で費用がかかっていく予定です。

○金子委員長 はい。

○磯飛委員 といいますと、今、手作業で臨時の職員さんとかパートの職員さんがやっているんですが、そのときの賃金と比べて、この20万部がデータ化された場合、例えば103円だと、この賃金よ

り多くなるんですかね、これは。

○金子委員長 佐藤補佐。

○佐藤保健課長補佐 基本的には多くなると思います。ただ、データ化されても、市町村の側で、保険者の側で2次の点検というのはしなければならぬものですので、このデータ化がすべて完了すれば、市町村の保険者のほうでレセプト点検をやらなくて済むということではないので、点検員さんは今のところ残していく予定でございます。

ですので、この手数料部分については、費用としては上乘せされるということに再来年度からなっていくと思います。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 来年度、再来年度の話になっちゃうんですけども、データ化されたものを受けて、その後の運用については、そのデータをもとにいろいろな本市独自の運用の仕方があると思うんですね。先ほど説明があったように、1世帯での前年度、前年度の保険の、あるいは医療費の通院とかそういうのを比べる。そういう運用、データをもとに本市が独自で運用してもよしいという制度というか、システムなんでしょうか。

○金子委員長 佐藤補佐。

○佐藤保健課長補佐 システムそのもの大もとの管理は国保連合会ということになりますが、そのレセプトそのもののデータというのは保険者のほうですので、その利用については保険者の範疇の中で、今、委員さん言われたとおり、例えばこういう疾病の方は何十代に多いとか、こういう年齢帯に多いとか、あるいは今始まりました特定健診の結果として、健診後、保健師の指導を受けた方の医療費がどういうふう減っていったとか、ふえていったとかというようなことを統計的に使用することが今後はできていくということになります。

今は紙でやっているんで、そんな細かいこともできないことなので、そういうところでメリットはある程度あります。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 そういった費用も発生するということですので、運用についてはいろいろな使い方があると思うんですね。その予防にしても、あるいは進めていくと、この滞納徴収的なもの。滞納していれば、保険証は使えない部分もあるんですが、そういった広い範囲で運用というか、利用はできると思いますんで、ぜひそういったところまで利用できるように。私が言うまでもなく、当然お考えになっていると思うんですが、運用については勉強していただきたいと思います。

以上です。

○金子委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ1つ。

先ほどの重複多受診者というんですかね、それに関連しているということで、お答え願えればということでもいいんですが、ジェネリック医薬品というんですかね、後発性の薬ということ、そういった部分においては、病院側……。

我々行ったって、安いものじゃないけれども、コピーでいいから出してくださいといったって、そうはなかなか言える状況じゃないと思うんですよ。そういう中で、病院側にこういう薬もあるんですけども、どちらにしますかじゃないんですが、そういったもので、かかる側にとって、薬を選別という言い方はないんですけども、同じ効果があれば、安いほうにこしたことはないわけですから、そういった説明をするようにというか、何かそういうものってあるんでしょうか。やっているというか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○金子委員長 齋藤課長。

○齋藤保健課長 一応県の国保連合会のほうでまとめて、ジェネリック医薬品を使いたいという意味を示すカード、それを新年度の事業として検討しているということです。

なかなか口では言いにくいものですしということで、まず医師会のほうの関連もございまして、なかなか市単だと難しいんですけども、県のところでまとまってやっていただければ実施しやすいということで、現在、医師会のほうとの協議は進められているようです。

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、かかりに行ったときに、何かカードか何かくれるんですかね。そして、それによって、じゃこちらという形で、安いほうという言い方はないんですけども、そういう形でいただけるようになるということですね。

○齋藤保健課長 そうですね。

○鈴木委員 将来について。

〔「将来はカードでオーケーでしょう」と言う人あり〕

○金子委員長 佐藤補佐。

○佐藤保健課長補佐 一応保険証は国保の場合1年ごとに切りかわりますので、その保険証と一緒にそのジェネリックのカードもお送りできるかどうか、21年度に検討するということでもあります。

○鈴木委員 なるほどね。わかりました。

○金子委員長 ほかにありませんか。

〔「今現在、調剤薬局へ行ったらいいんでしょう。変えてくれるでしょう」と言う人あり〕

○佐藤保健課長補佐 言えがいいんですよ。

〔「言えば変えてくれるでしょう、実際に」と言う人あり〕

○佐藤保健課長補佐 はい。

〔「恥ずかしくて言えない人もいるんだよな」「いや、ドクターに言えなくても」と言う人あり〕

○金子委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ1点だけ。

今、カードになりましたよね。カードを紛失しちゃったといった場合には、再発行というのは窓口へ行けばすぐ発行していただけるのかどうか。

○金子委員長 佐藤補佐。

○佐藤保健課長補佐 身分が証明できるもの、免許証等で構わないんですが、免許証等をお持ちいただければ、その窓口で、その場で二、三分で再発行ができます。

○鈴木委員 わかりました。

○金子委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○金子委員長 ないようなので、審査を打ち切りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第15号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。



休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時13分

○金子委員長 それでは、休憩前に戻ります。

◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 議案第16号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。課長。

○齋藤保健課長 (議案第16号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。

[発言する人なし]

○金子委員長 特にないですか。

[「なし」と言う人あり]

○金子委員長 質問がなければ、審査を打ち切りたいと思いますので、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打ち切ります。

討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第16号については、原案のとおり承認する

ことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子委員長 次に、議案第17号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

齋藤課長。

○齋藤保健課長 (議案第16号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。

磯飛委員。

○磯飛委員 もし、この質問が該当外だったら結構なんですけど、148ページの歳入の中の、1項2目の中での滞納繰越分についての質問なんですけれども、これはこの委員会では該当外ですか、どうなんですか。

○齋藤保健課長 正式には総務部です。

○金子委員長 じゃ、答えられる分だけ答えてもらうという形で。

磯飛委員。

○磯飛委員 でよろしいですか。じゃ、質問させていただきます。

この初年度の繰越分ということで、特に初年度、1期目なので、ここの部分が重要になると思うんですが、これから長年延々と続く中で、滞納繰越がどんどんふえていくということ防止の意味で、初年度の滞納の内容というんですか、状況、どういうことで滞納になったかというような状況、

内容等は把握しているのでしょうか。

○金子委員長 課長。

○齋藤保健課長 一般的に、特別徴収で落ちなかった分等が残ってきて、それから普通徴収分、特別徴収でなかった方の分が入らなかった分、残ったということで、具体的な金額については聞いていないんですが、どうしても100%特別徴収であっても、特別徴収は年金から天引きは大丈夫なんです、口座からの引き落とし分で落ちなかったとか、直接銀行窓口払いで納めていただけなかったとかいう方の分で、余りこれはふえては困るんですが、鋭意努力していっていかなければならないとは思っております。

○金子委員長 磯飛委員。

○磯飛委員 担当部局としては、その程度の範囲になっちゃうと思うんですが、次回、また議会のほうに来られるようでしたら、総務委員会のほうにも行って、その辺、あれしていきたいと思っております。

○金子委員長 ほかにございますか。

早乙女委員。

○早乙女委員 後期高齢者医療制度のほうに移行してしまっただけで、そうすると、高齢者の場合というより後期高齢者の場合、保健に関するとか、予防に関するとか、健康管理に関するものとかというところで、この傾向的なものとか、そういうようなものは、この県全体としての事業報告とか、そういうようなので報告があるんですか。

それとも市町村別に、あなたのところの市町村の高齢者は、こういうような傾向がありますとかというような、そういうようなものが、さっきのレセプトでも何でも、電算処理がされるようになるという、それとこっちは電算処理はそういうふうにしていくんだと思うんですよね、国保連合会は。そのときに、先ほど言ったような、同

じ市民ですので、そうしたら、そちらからもらわないと、この後期高齢者という人たちの健康状態とか、医療を受けている人たちが、どういう傾向があるというのはわからないと思うんですけども、その辺のところというのは、ちゃんと来ることになっているんですか、市町村別に。

○金子委員長 佐藤課長補佐。

○佐藤保健課長補佐 まだ初年度終わっておりませんので、まだデータは来ておりませんが、一応1年度の保険給付が終われば、きちっとその県全体の分析と、各市町村ごとの分析というものはいただけるというふうに考えております。

それから、その予防の部分の話なんですが、以前は老人保健事業という形で、40歳以上ならば年齢に制限なく、ずっとその基本健診というふうなものも行われていましたし、いろんな事業が行われてきたわけですが、昨年4月からは、そういう形で後期高齢者医療制度に移りましたが、一応その保険事業絡みの健康診査等については、各市町のやり方を踏襲してやるという形で、今のところ、20年度はやっております。

ということで、那須塩原市の場合は、75歳以上の方でも希望の方にはその受診券、すべての人に受診券を差し上げて、健診を受けていただくという方向でやっておりますし、そういう結果については、那須塩原市独自でデータを持つこととなりますので、その辺のところは、市独自で分析ができるというふうに考えております。

以上です。

○金子委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○金子委員長 ないようなので、審査を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打

ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第17号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

これで保健担当は全部終わりになりますね。

どうもご苦労さまでした。

じゃ、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時29分

○金子委員長 じゃ、休憩前に戻りまして、今度は市民担当課の審査に入りたいと思います。

◇

◎議案第38号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○金子委員長 議案第38号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○久保井市民課長 (議案第38号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。

磯飛委員。

○磯飛委員 私も勉強不足なのですが、これ改正になった場合、戸籍に関する証明ということで、だれかが証明をとりにいった場合、無料なのか、有料なのか、判断ってできるものなんでしょうか。それは、その際、受付窓口のほうで、これは無料です、これは有料ですというのを判断をして、するわけなんですか。

○金子委員長 久保井課長。

○久保井市民課長 戸籍関係で、戸籍謄本とか抄本というのは別でございます。これは料金いただいています。

証明をほしいという、持ってくる方は、法律第何号は何条に、何々法律第何条に基づく証明ですというような用紙を持ってきます。それで、そこに証明をしてあげるといってございまして、すべてわかる形にはなっております。

○金子委員長 早乙女委員。

○早乙女委員 具体的に一番多い、証明でこの中の1番から22番目のところでだと、どういうことで求めて、どういう書面で来るのか、1つぐらい事例というか、一番多いもので言ってもらえれば、きっとわかるんだと思うんですね。

○久保井市民課長 特に多いというのはございません。月に10件程度……

○早乙女委員 じゃ、その中の一つを言ってもらえれば。

○久保井市民課長 例えばですね、労働者災害補償保険法でございますと、保険給付を受けようとする方、もしくは遺族の方の戸籍に関して、その人が存在するとか、そういう証明を持ってくるわけでございます。

昔の話なのですが、国民年金の場合に、現況届って昔ございましたですね、そんな感じござい

ます。

○金子委員長 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようですので、審査を打ち切り  
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打  
ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りた  
いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打  
ち切ります。

採決いたします。

議案第38号については、原案のとおり承認する  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

---

◇

#### ◎議案第14号の上程、説明、質

##### 疑、討論、採決

○金子委員長 次に、議案第14号 平成21年度那須  
塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

久保井課長。

○久保井市民課長 (議案第14号について説明。)

○金子委員長 説明が終わりました。

質問をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○金子委員長 質問ありませんか。

〔発言する人なし〕

○金子委員長 なければ、審査を打ち切りたいと思  
います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、審査を打  
ち切ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ないようなので、討論を打ち切りた  
いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議がないものと認め、討論を打  
ち切ります。

採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり承認する  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

---

◇

#### ◎閉会の宣告

○金子委員長 これをもって、すべての議案を審議  
終了しました。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時43分